

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

令和6年度 第1回全体委員会

日時：令和6年10月15日（火）13:00～15:00

会場：豊田市役所東 65 会議室 ※オンライン（zoom）併用

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況
- } 5分（13:00～13:05）

2. 議事

（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等

- 各ワーキング・グループの今年度の取組予定と進捗（報告）
 - 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗（報告）
 - 質疑
- } 25分
（13:05～13:30）

（2）役割分担表の再整理

- 改定案
 - 令和4年度からの変更点
 - 意見交換
- } 30分
（13:30～14:00）

（3）本事業の意義

- 国の議論状況と課題
 - 意思決定フォローの意義と効果
 - 意見交換
- } 45分
（14:00～14:45）

（4）令和6年度シンポジウム素案

- 令和6年度シンポジウムにおけるテーマ・論点案
 - 意見交換
- } 10分
（14:45～14:55）

3. その他

資 料

- 1-1 全体委員会名簿
- 1-2 座席表
- 2 説明資料
- 3 役割分担表に基づく現時点での取組状況と改定案
- 4 令和5年度第3回全体委員会議事録

参考資料

- 1 アドボケイト WG 提供資料
- 2 評価 WG 提供資料
- 3 地域共生社会の在り方検討会議（第3回）令和6年8月21日抜粋
- 4 地域共生社会の在り方検討会議（第3回）令和6年8月21日
永田構成員提出資料
- 5 令和5年度第2回意思決定支援実践シンポジウムチラシ（サンプル）

令和6年度 日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

意思決定支援モデルプロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

氏名	所属
大地 裕介	豊田市成年後見支援センター長／豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
枡方 瑞恵	公益財団法人日本財団
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士

（50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。）

事務局兼委員

氏名	所属
畠中 尚範	豊田市 よりそい支援課 総合調整担当長
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

（50音順、敬称略。）

オブザーバー（予定）

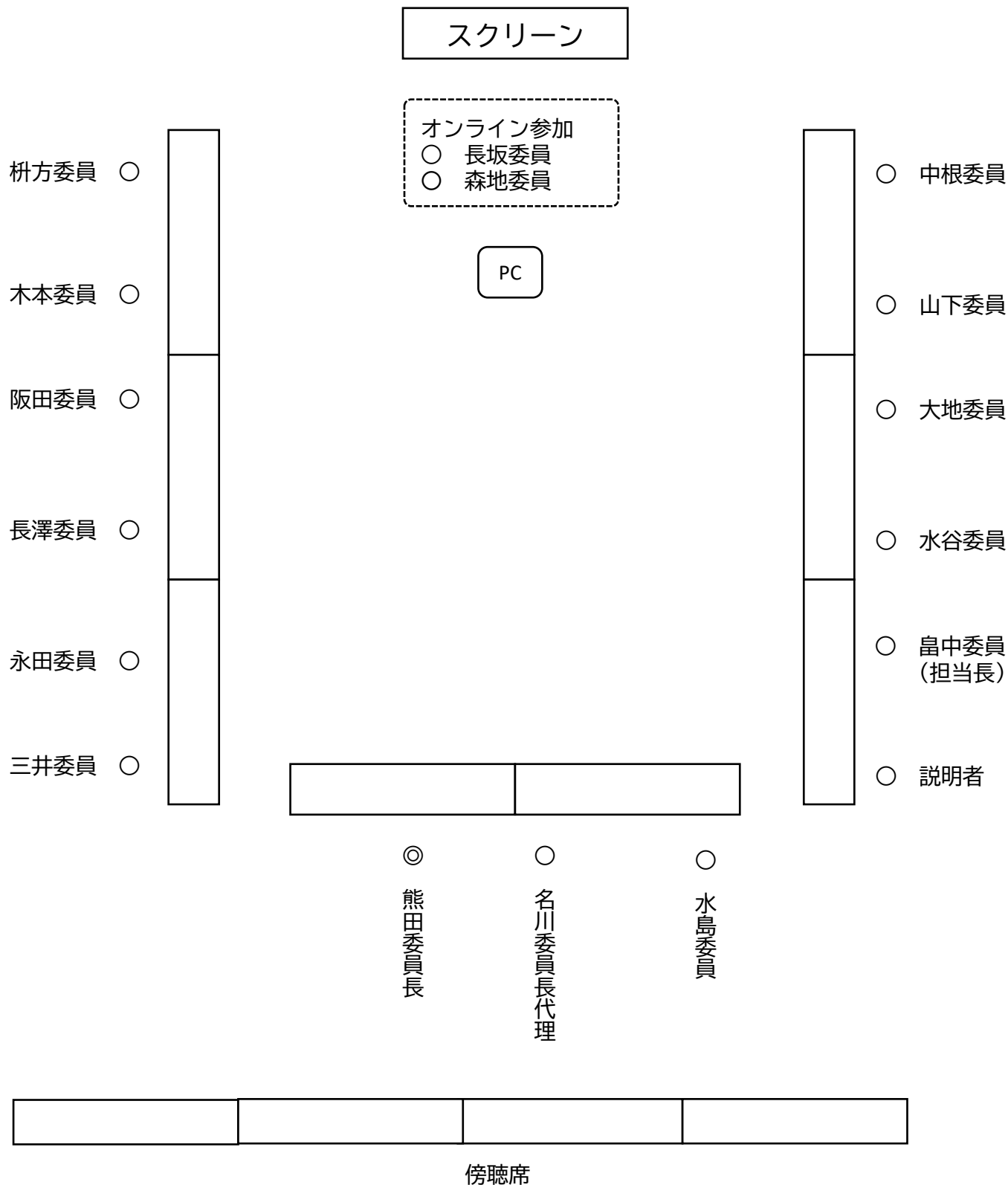
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）等

意思決定支援モデルプロジェクト 令和6年度第1回全体委員会 座席図

日時：令和6年10月15日（火）13時～
場所：豊田市役所東65会議室



第1回 意思決定支援モデルプロジェクト 全体委員会 会議資料

令和6年10月15日
意思決定支援モデルプロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
 - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 令和6年度のプロジェクト進捗状況等
- 2 役割分担表の再整理
- 3 本事業の意義
- 4 令和6年度シンポジウム素案

1 令和6年度のプロジェクト進捗状況等

委員会・WGの名称	日程（候補日）
権利擁護支援委員会 （120分／回を想定・豊田市主催）	毎月第3火曜日 10時～12時 4月16日、5月21日、6月18日、7月16日、8月20日、9月17日、10月15日、 11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日
全体委員会 （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間2回を予定 10月15日13時30分～15時30分、3月25日13時～15時
アドボケイトWG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 原則として土曜日10時～12時 5月25日、7月13日、9月23日、11月16日、1月11日、3月1日
評価WG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 原則として土曜日午後 5月11日、7月28日、9月22日、11月17日、1月26日、3月15日
<各種イベント（予定）> ①事前説明会（6月29日） ②フォロワー導入講座（10月27日（休日コース）、11月6日・11月8日（平日コース）） ③フォロワー実践講座（8月29日午後（現任者）、11月20日午後（初任者）） ④支援者向け意思決定支援研修、スキルアップ研修（9月16日・10月19日TM、11月4日・5日PRT・PREFなど） ⑤アドボケイト養成研修（11月～1月ころ実施予定） ⑥政策的シンポジウム、権利擁護支援専門員（アドボケイト）活動等を展開	

※その他、豊田市以外の地域でも活用できるフォロワーシステムの構築、フォロワー育成・権利擁護支援専門員（アドボケイト）派遣制度等の導入を進めるための検討を行う。

①アドボケイト養成カリキュラムとキャリアフローづくり【①・②】

フォロワーシステムを構築するための共通基盤である「アドボカシー」「支援付き意思決定」についての理解を図り、必要な支援スキルを身につけられるカリキュラムを想定。特にフォロワー経験者が次の段階のアドボケイトとして活動できるようなキャリア展開のイメージ形成を図る。

②セーフガードの確保及びアドボケイト機能の重要性について普及啓発するための方法の検討【③】

「フォロワーの立ち位置や役割、アドボケイト機能を維持するための体制の重要性を適切に伝えられる人」について、これまでの意思決定支援講座を踏まえながら、講師養成を図る方法について検討する。

③養成後のアドボケイトへの継続的支援体制に関する検討【④】

②①の養成カリキュラムに基づくモデル研修の実施と改善【⑤・⑥】

今後、フォロワーが増えてくる中で必要とされる、「フォロワー面談支援を効果的に行うことのできるアドボケイト（Lv.1-1）」の養成研修を試行し、改善策を検討する。

アドボケイトLv.1-1養成カリキュラム（素案）ver.3

レベル	申込条件 ◎必須／○選択	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1-1: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	◎フォロワー導入・実践講座受講 ○フォロワー経験（6か月以上） ○権利擁護支援委員会での活動経験 ○障害当事者団体の活動経験等その他当事者活動従事経験 → 権利擁護活動への従事経験	○人権と法的背景、意思決定支援基礎 ☆アドボカシーの基礎 ○当事者との協働 ☆フォロワー／アドボケイトの役割 ☆ケース検討(面談手法・報告書作成) ☆実地研修【面談・報告OJT】	フォロワーとの面談支援を効果的に行うためのマインドとスキルが身につきます。SDM-Japanが認定する「フォロワー支援専門員（Lv.1アドボケイト）」として登録し、専門員活動に与ることができます。

レベル1到達までの研修イメージ（仮 ver.2） ※A→Fまで3年以内（C→Fまで1年以内）に終わることを目処とする。

A

B

C

D

E

F

フォロワー導入研修 → フォロワー実践研修 → 専門員募集 → アドボケイト基礎研修 → 実地基礎研修 → 専門員登録

- 半日2日 又は

- 半日研修

- 1日研修

- 半年程度

- 1日研修

11月～1月に実施予定

※各種研修と並行して実施することも可能とする。

例：10/27 or 11/8

豊田市

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

- ①フォロワーの活動と期待される役割
- ②当事者の思いの疑似体験（しがらみの糸）
- ③研修サポーター（当事者）との協働ワーク
- ④障害の社会モデル

- ⑤フォロワー経験交流
- ⑥事業者（赤）・権利擁護支援委員会（緑）との意見交換

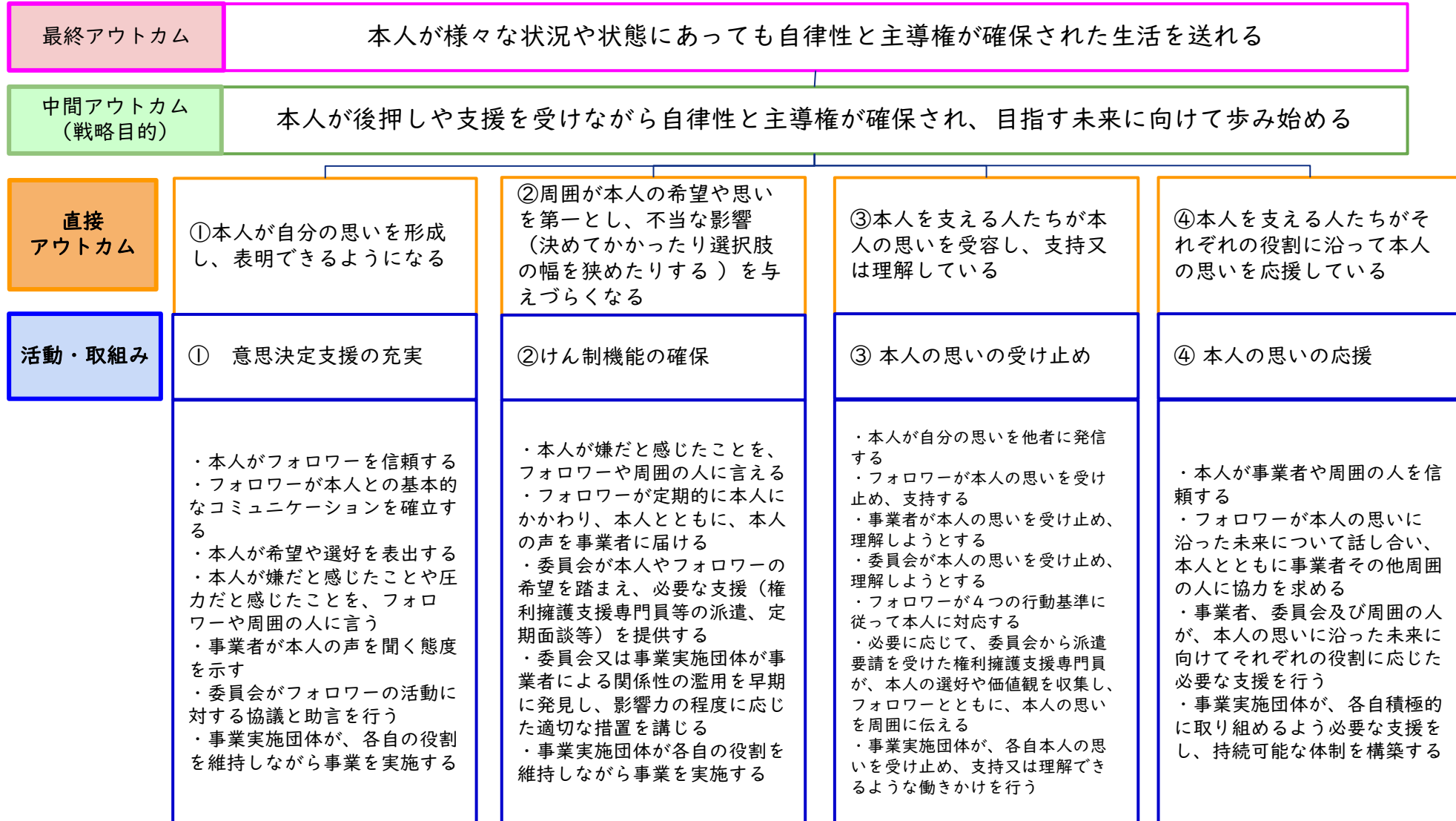
- ⑦障害者権利条約と支援付き意思決定
- ⑧アドボカシーの基礎
- ⑨フォロワーシステムの仕組みと実践
- ⑩フォロワーとの面談の在り方（メンタリング・スーパービジョンの手法）
- ⑪面談報告書の書き方
- ⑫ケース検討

- ⑬アドボケイト経験者とともにフォロワー面談・報告書作成・権利擁護支援委員会での報告等の一連の流れを理解する（OJT）

- ⑭個別面談等の実施

評価WG ロジックモデルの作成

- 前年度までに本事業についてのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、評価を行ったが、それらのもとになるロジックモデルが作成されていなかったため、ロジックモデルを作成した。



評価WGについて

- ・ プロセス評価：ロジックモデルにおける活動・取組みの各項目について、プロセス評価項目とした。
- ・ アウトカム評価： ロジックモデルにおける直接アウトカムの各項目について、アウトカム評価項目とし、できるようになったか否かを確認し、あわせてそれは誰のおかげあるいは何のおかげかを確認した。

あなたのことを教えてください

あなたのことを教えてください。思った通りに答えてください。

1. 意思決定フォロワー（〇〇さん）のことを信頼していますか？
 - 1) 信頼している
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 信頼していない
2. 自分のしたいことや好きなことを意思決定フォロワー（〇〇さん）に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない
3. 自分にとっていやだと思ったことを意思決定フォロワー（〇〇さん）や周りの人に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない
4. 自分の考えていることを周りの人に伝えることができますか？
 - 1) できている
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できていない
5. 担当職員（〇〇さん）や周りの人を信頼していますか？
 - 1) 信頼している
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 信頼していない

ご協力いただきましてありがとうございました。

あなたがしてもらっていることを教えてください

あなたがしてもらっていることについて教えてください。思った通りに答えてください。

- 1-1. あなたの思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？
 - 1) できるようになった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) できるようにはならなかった

- 1-2. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
どのようなことを伝えることができましたか？

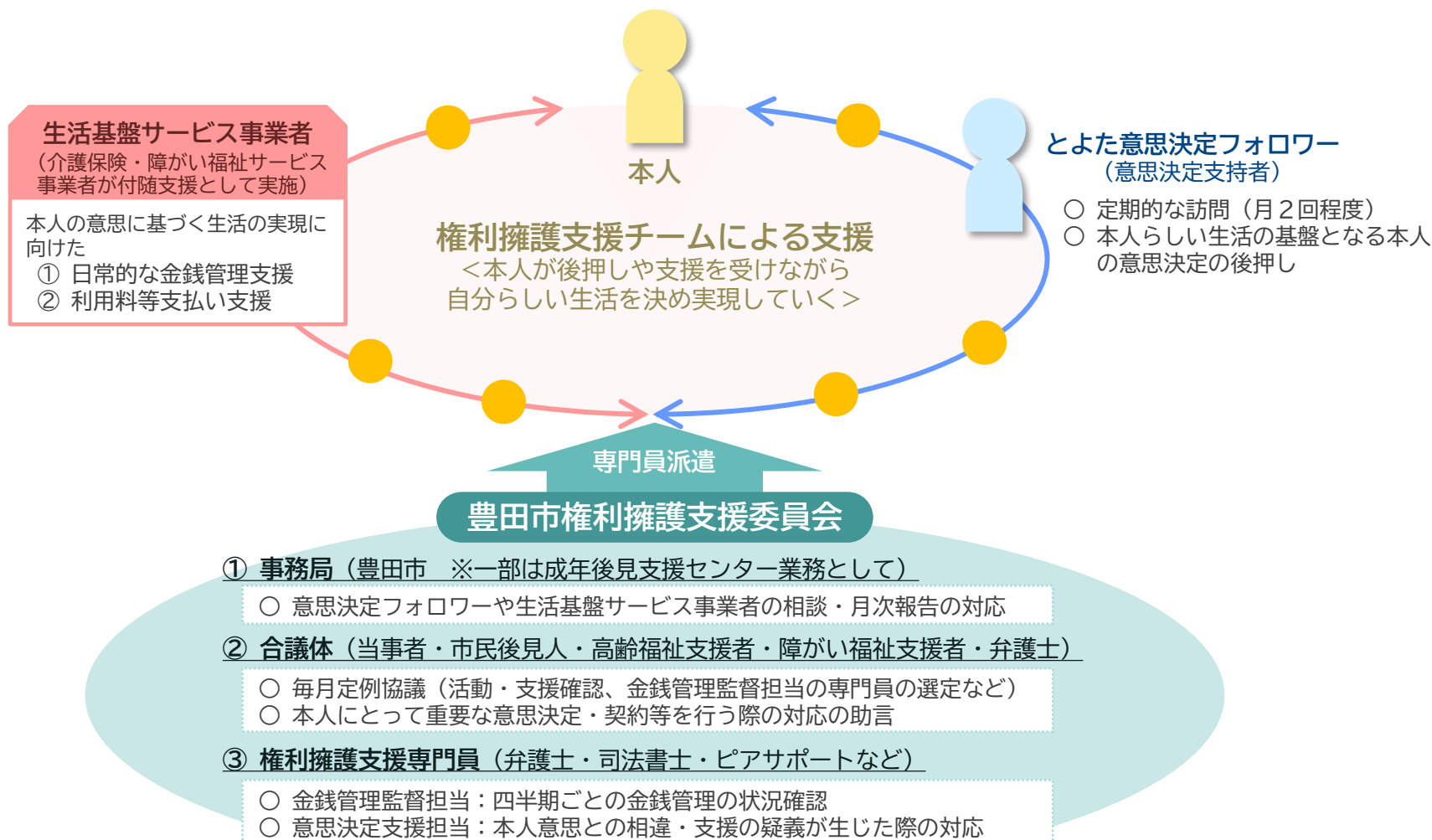
- 1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

- 2-1. 周りの人があなたのことを決めてかかることがなくなってきましたか？
 - 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 前と変わらない

- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について)
どのような理由でそう感じますか？

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

令和6（2024）年度

事業の継続

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の継続
- 生活基盤サービス事業者にもフォロワー活動の理解を深めるための講座の実施
- 本人の意思に基づいた金銭管理がなされているかの金銭管理監督と監督様式の見直し。
- 事業継続のための仕組みづくり

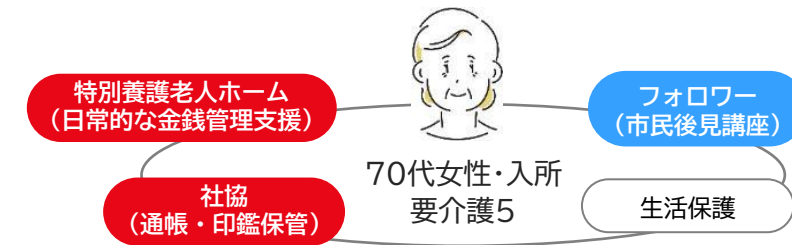
試行パターンの増加

- 引続きモデルケースのパターン増を進める。
(生活基盤サービス事業者による金銭管理の行われていない困窮ケースの試行を検討。)
- 事業対象者像の整理を進める。

※参考 令和6年9月末時点のモデルケース分類

【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース



事業導入のきっかけ

○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができると思い利用に至った。

経過概要

○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。

○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験することで、「お祭りに行きたい」と事業者伝えることができた。

○ 「息子に会いたい」思いをフォロワーに伝え続けている。
(○ フォロワーとしては本人が費用負担をして事業利用をしていることで何か形のある結果を残したいと考えている。)

事業導入での変化

○ 意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができた。

課題

○ 介護サービス相談員と本事業の類似部分の整理、事業かあるいは他事業かの対象者の整理の必要性
(○ 利用者負担とフォロワーの費用弁償について検討が必要。)

ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース



○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。

○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。

○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし)

○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。

○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信につながった。自分自身のことを自分で決めることができるようになった。

○ 事業終了を考える対象者の整理
○ 事業利用終了後の本人の見守りと関係者の役割の整理

ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース

本人の概要・支援体制



事業導入のきっかけ

- 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。
- 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。

経過概要

- 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をするようになったところで、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。

事業導入での変化

- 大きな変化は見られていない。

課題

- 病状の不安定さがあることで意思表示が難しくなる場合を踏まえ事業対象者の整理が必要。

ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース



- 65歳となり介護保険サービスに移行となるという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかなと思われ、本事業利用に至った。

(事業利用による期待される効果)

- ◎ 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施(保佐人が大元を管理)していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行。
- ◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。
- ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度(保佐)を利用して、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。

- ◎ 9月に事業開始であり今後の経過を見て検証が必要。

令和6年9月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 ＋成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) フォロー (講座修了生) 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 後見人 (通帳・印鑑保管) ケアマネ 訪問診療	グループホーム (日常的な金銭管理支援) フォロー (講座修了生) 30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6 生活介護 相談支援専門員 親(後見人) (通帳・印鑑保管)
事業導入のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活をしていた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られるようになった。9月までのところ波はあるが拒絶が続いている。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。 ○ 大きな変化は見られていない。	○ 大きな変化は見られていない。
課題	○ 本人・フォローのマッチングがうまくいかなかった際、事業継続の意向確認や再マッチングの調整等、意向確認ができる体制が必要	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定される。本事業(フォロー交代等のある仕組み)でよいのか、今後の経過を見て検証が必要。

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	 The diagram shows a central figure of a man with the text '40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定)'. To his left is a red oval labeled '小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援)'. To his right is a blue oval labeled 'フォロワー (講座修了生)'. Below the man is a red oval labeled '保佐人 (通帳・印鑑保管)'. To the right of the man is a grey oval labeled '叔父 (保佐人)'.
事業導入のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に至った。
経過概要	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
課題	○ 令和6年6月からフォロワー活動開始。早い段階での意思表示が見られている。現在までのところ特に課題はない。今後の経過を見て検証が必要。



	課題と思われること
意思決定支援の理解啓発について	○ 事業者をはじめとする支援者や利用者となる可能性のある人が、国の意思決定支援ガイドラインをはじめとする意思決定支援の必要性等について理解を得る機会の設置が必要。 (特別養護老人ホーム施設長会において、令和4年度1回、令和5年度6回、令和6年度2回の事業説明を実施するも事業対象者と思われるケースについて声が上がらなかった。)
事業導入時	【対象者】○ 事業所が利用が望ましいと思われることがきっかけになり、本人に意向を確認、事業利用となっている。 (本人の意向は利用登録書兼基本チェックリストで確認。) 事業所の理解が前提となっている。 【対象者・フォロワー】 ○ 病状の不安定さがあることで意思表出が難しい場合や言語による意思表示が難しい場合などフォロワーとの関係構築の難しさがある。対象者像の整理や面談のあり方等、今後の経過を見て検証が必要。
事業利用中	【対象者】○ 本人から事業継続及び再マッチングの意向確認ができる体制の構築。 【フォロワー】○ フォロワーと類似部分のある他事業との対象者の整理。 【事業内容】○ 利用者負担について フォロワーに対して、日常生活自立支援事業の1200円/回を基本に2回/月訪問の費用弁償として算出している。金銭管理の利用料は、事業者への3,000~4,000円、監督人への8,000円の1割を負担している。 ○ 本人・フォロワーの面談の様子はフォロワー報告書で読み取る状況。事業継続の意向確認や再マッチングの調整等、意向確認ができる体制が必要
事業終了時	【対象者】○ 事業利用終了と考えられる対象者の整理。 ○ 事業利用終了後の本人の見守り体制と関係者の役割の整理
類似事業との役割整理	○ 対象者が重複する傾聴ボランティア、お元気ですかボランティア、介護サービス相談員の事業との役割の違いを明確にする。 (同一対象同一サービスを複数の事業で実施することないように。)
事業の見直しについて	○ 次年度は、現在のモデルケースから得られた知見を基に他事業との対象者像の整理を行う。 (事業所の理解が進んでいない状況を考えると意思決定支援を必要とする人にどう伝えていくかが大きな課題) ○ 行政の役割である、意思決定支援についての理解を深めるため、環境整備・支援施策を検討する。 (事業目的である本人の意思決定支援と支援者の意識変容という点において、事業の進め方等見直す必要がある。)
話題提起(議論)	○ 他(多)自治体のように、・権利擁護支援委員会を社協、・金銭管理を社協、・意思決定フォロワー養成を社協とした場合、関係性の濫用から懸念する部分は何か？

- ・ 意思決定支援事業は、「関係性の濫用防止」という観点から、意思決定と金銭管理の役割を分解し、意思決定フォロー、生活基盤サービス、権利擁護支援委員会の三者が連携しながら、本人の自分らしい生活を支援している。
- ・ モデル事業を実施してから、2年半経過。効果と課題が出てきている。

令和6年9月20日

厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」令和6年度モデル事業実施自治体等連絡会 第一回連絡会

モデル事業 テーマ2 実施の豊田市、八尾市（大阪府）、藤沢市（神奈川県）、黒潮町（高知県）、古賀市（福岡県）京極町（北海道）、山口市（山口県）、大川市（福岡県）が参加。

効果

- ・ 本人の意思決定がなされ、本人のよりよい生活につながっている。
- ・ 関係機関をはじめ、金融機関や企業など、多様な主体・団体との地域連携ネットワークに寄与している。 など

課題

- ・ 金融機関との連携の課題(事業の円滑化の為、金融庁から金融機関への通達が必要)が、複数のモデル実施自治体から上がった。
- ※ 一部の自治体では、社協が事業を委託として実施しており、金銭管理を日常生活支援事業で実施しているとの報告あり。

豊田市においても、金融機関との連携は課題の一つ

- 現在活動している意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者に対して、お互いが活動の中で感じていることや、それぞれの立場や視点から意思決定支援についての考えや気づきを事例を通じて共有する「フォローアップ講座」を実施。
- また、市民参加による権利擁護支援活動として、意思決定フォロワーへの参画を促す「導入講座」については、令和6年10～11月において、市民からの受講への要望の多さも受け、3回に回数を増やして実施する。

▽ フォローアップ講座

目的	意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者同士で日々の活動の振り返りやそれぞれの目線を確認し合うことで、今後の活動を充実させるため。
内容	① オリエンテーション・全体説明 ② フォロワー活動への疑問等の意見交換（カラー別グループワーク） ③ グループ意見交換 「実際あった事例について、それぞれの視点で考えてみましょう」 ④ まとめ
参加	20名 （フォロワー、バンク登録者、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員等）



▽ 意思決定フォロワー導入講座

目的	意思決定フォロワー等の市民参加による権利擁護支援活動の導入として、これまでの捉え方や考え方とは違うことを演習等を通じて学ぶため。
日程	① 10月27日（日）
定員	② 11月 6日（水） 各回20名、計60名（各回とも定員到達済）
	③ 11月 8日（金）



2 役割分担表の再整理

3 本事業の意義

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなくな
るかも…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

「あきらめ」

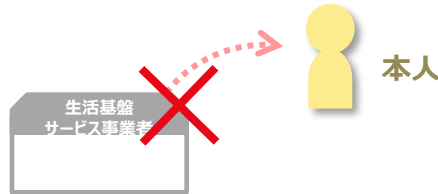
言っても
しょうがない…。

豊田市権利擁護支援モデルの特徴

参考：このしくみに、各主体の支援や関わりがないとどうなるのか？

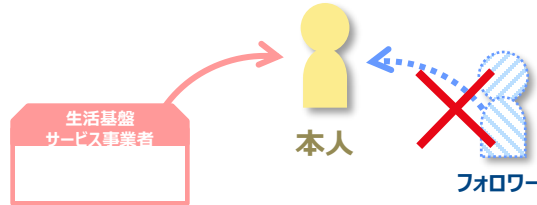
- 豊田市の意思決定支援モデル事業は、日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が仕組みとして支援に関わることがポイントである。また、権利擁護支援委員会が、生活基盤サービス事業所の金銭管理の定期確認を行ったり、本人にとって重要な意思決定を行う際には、本人視点に一貫して立つ主体である専門職（独立アドボケート）の派遣するなどの対応を行うことが想定されている。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、特に身寄りがいない方などにとって、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。

公的な関わりのある生活基盤支援サービスがないとどうなるのか？



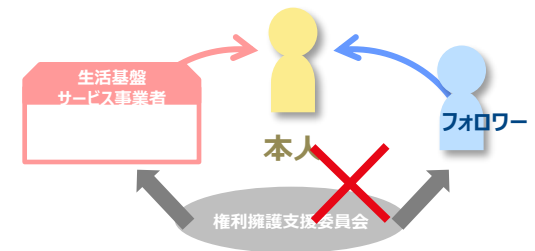
- 家族が本人を支援することを前提としているが、身寄りがいない人は、何らかの理由で意思決定が困難となった場合に、地域生活を継続できなくなってしまう。
- このような場合、透明性のない支援を受けざるを得なくなる可能性もある（次頁スライド参照）。

意思決定フォロワーの関わりがないとどうなるのか？



- サービス提供者（事業者）と受給者（本人）という関係において、情報の非対称性や支配関係のリスク（いわゆる「不当な影響」）から、本人が言いたいことを言えないこともある。
- それによって、本人が望む生活ができず、本人の意思決定の力が制限され、結果として、必要な支援の度合いが増す可能性もある。

権利擁護支援委員会が関わらないとどうなるのか？

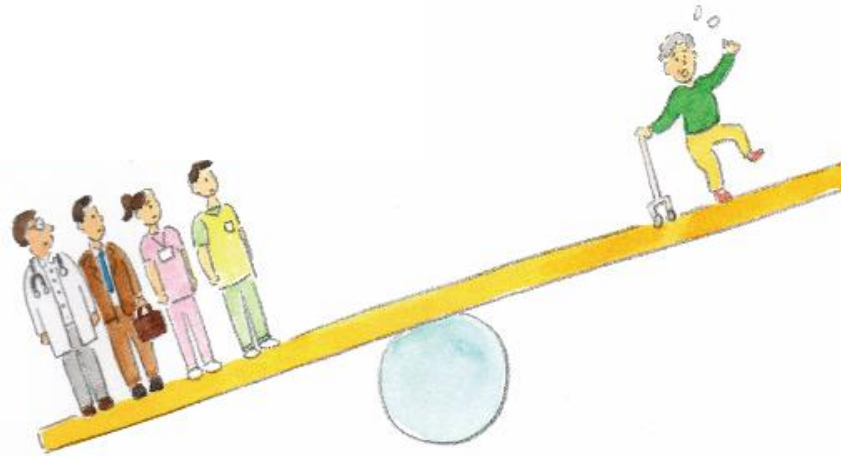


- 支援者の都合や最善の利益を優先した支援が行われると、生活基盤サービス事業者によって、本人の選択とコントロールが奪われる可能性がある。
- このような状況で、SDMフォロワーだけですべての問題を解決する必要があるとすると、市民であるフォロワーは専門家ではないため、大きな負担がかかる可能性がある。

意思決定フォロワー（サポーター）は、 「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求
（よかれと思って・・・）
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」& アドボケートの価値観

- ・心からの希望の探求
（あなたの本当の思いは？）
- ・チョイス&コントロールの保障のため
のマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

意思決定フォロワーの行動指針と活動記録

① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める

② wish（希望・願い）や主張を
本人が言う・主張するのを手伝う

③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える

④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

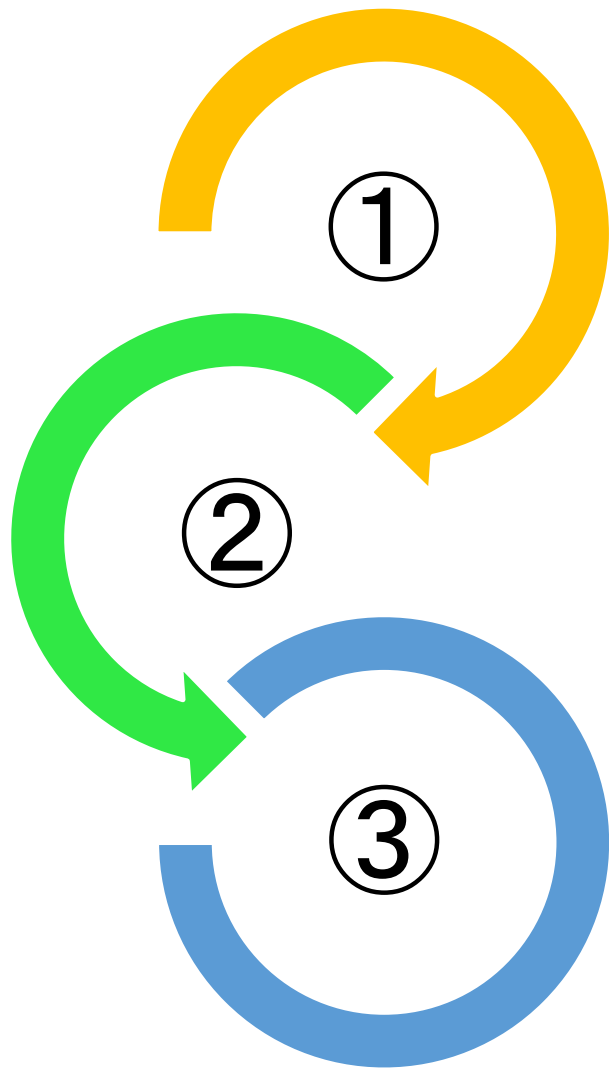
本人の好き嫌い、信条、価値観で今月気づいたことがあれば記載してください。

項目	気づき	そのように感じた理由は？
人		
住まい		
もの		
お金の使い方		
コミュニケーションの取り方		
自宅での過ごし方		
外での過ごし方		
余暇		
仕事		
教育・学び		
健康		
こだわり・ゆずれないこと		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

今月もお疲れ様でした。



豊田市HP「特集」2024年5月20日放送
「とよた意思決定フォロー」動画から引用



□ 意思決定支援の充実に向けた「けん引役」

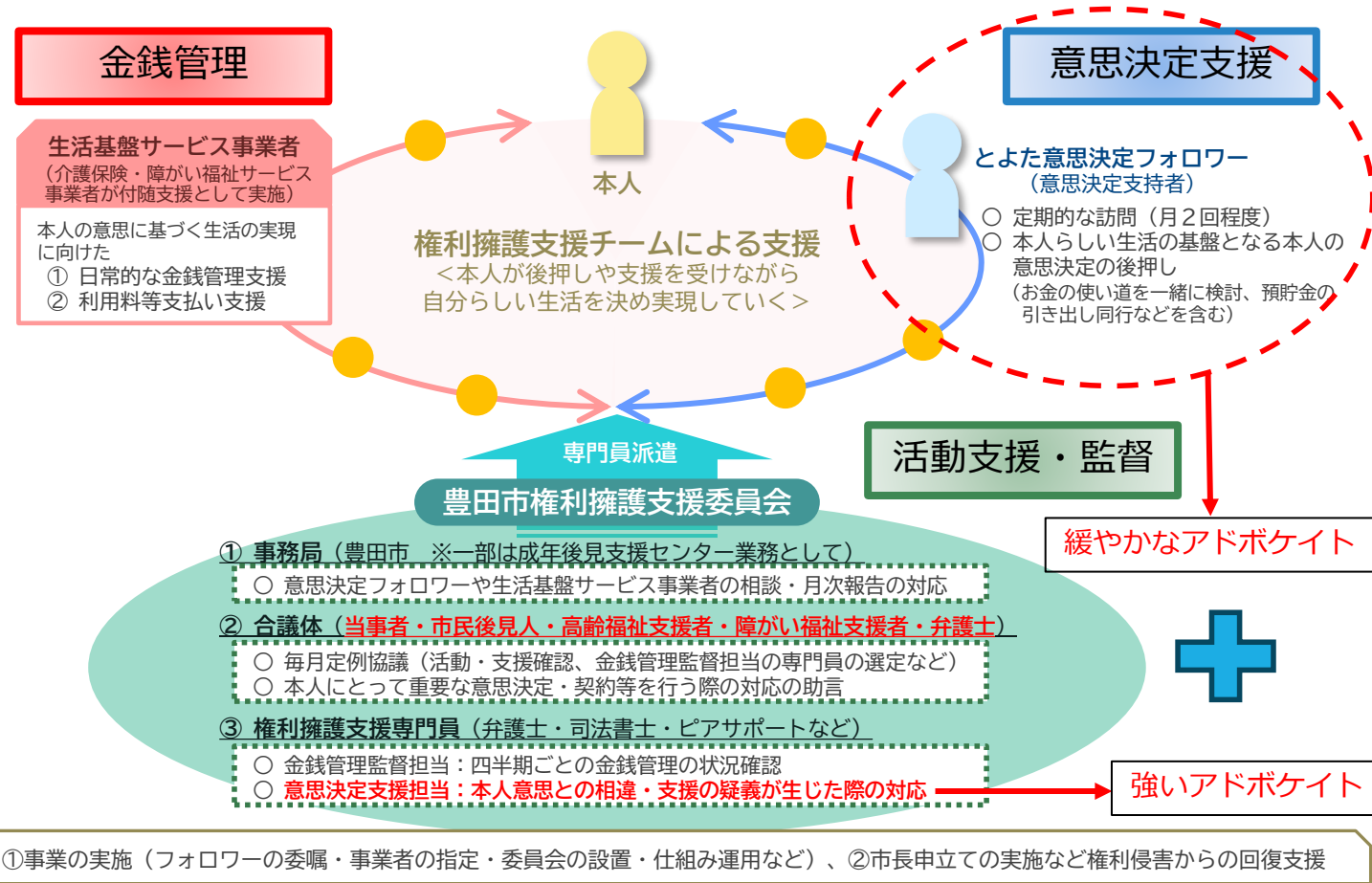
- ① 本人の希望、選好や価値観に重きを置いた対話を継続することによって、本人の自己効力感が高まる。
- ② 本人がこれまで内面に秘めていた思いを、本人とともに周囲に伝えていくことで、周囲の支援者の態度が変わる。
- ③ 本人や周囲の変化を目の当たりにすることで、青のサポーターのアドボケート・マインドが育っていく。

□ 関係性の濫用に対する「けん制役」

- ✓ 定期的に本人を訪問することによって、赤の事業者が本人に対して不当な影響を及ぼすリスクが小さくなる。
- ✓ 青のサポーターが感じた違和感や疑問を緑の委員会が把握することによって、赤の事業者による本人及び本人以外の利用者も含めた対応改善に繋がる。

フォロワーが力を発揮できる基盤

- 「3つの機能の独立」と「権利擁護支援委員会による監督・支援」
 - 権利擁護支援委員会がフォロワー活動を支援し、必要な場合に監督・介入する（強いアドボケイト）
 - フォロワーは独立した「マイクとスピーカー」として本人をエンパワメントし、生活基盤サービス事業者（本人に影響力のある主体）の関係性の濫用をけん制することで、**本人主導**の地域生活を実現することを目指す（緩やかなアドボケイト）



4 令和6年度シンポジウム素案

令和5年度意思決定支援実践シンポジウム 実施結果

1) 参加者数

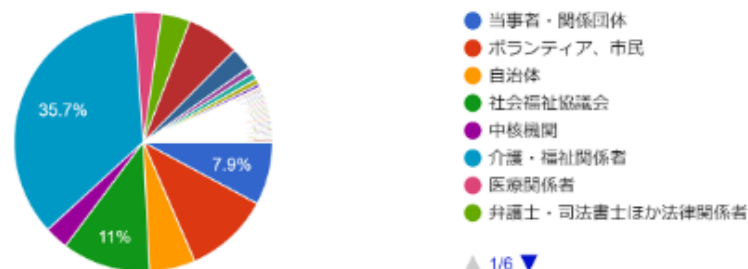
事前に482名（Web経由471名、豊田市経由11名）の申込みがあり、当日は、Zoom参加、YouTube視聴を合わせて、434名（当法人関係者除くと361名）が参加した。見逃し配信の希望者も多かった。

2) 申込者の属性

割合が多い順に、介護・福祉関係者（35.7%）、社会福祉協議会（11%）、ボランティア・市民（10.6%）、自治体・中核機関（8.7%）、当事者・関係団体（7.9%）、からの申込みがなされた。そのほか、法律関係者、医療関係者、教育機関など幅広い分野から申込みがなされており、広い分野から関心が寄せられていた。

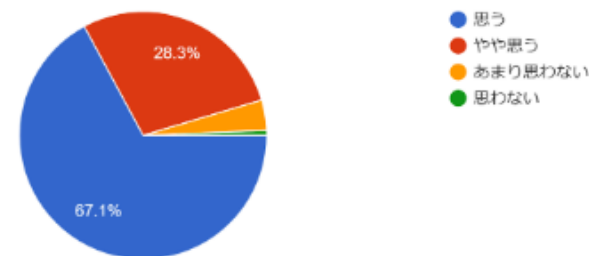
ご所属（主たるものを1つ選択してください。）

471件の回答



3) 参加者の意識

もしご自分の地域で、今回ご紹介した取組みがあったら、関わってみたいと思いますか？
152件の回答



<感想の一例>

- すでにこれほどの実践があることに感銘を受けました。このカタチにされるまで大変な努力があったこと、そのおかげで尊重される人がいることに感動しました。
- 豊田市のお団子の話は大切です。仕組みの完成度に関わりなく、本人の意思の受け止めに重視する原則を参加者が大切にしていることが、この事業を健全にしていると思います。
- 市民、国民全員がフォロワーになれる可能性を感じた。
- 好事例を積み重ねていただけるのはとてもありがたいです。わが自治体にも届くよう、もっともっと全国区で発信をお願いしたいです。

テーマ：フォロワーシステムが目指す法改正後の未来 ～「支援者」ではなく「支持者」であり続けることの意味とは？～

第一部案

：当事者・家族からみたフォロワーシステムの意義と期待
(出演者案)

- ・認知症の人と家族の会副代表理事 花俣氏
- ・日本発達障害ネットワーク副理事長 大塚氏
- ・全国手をつなぐ育成会連合会顧問 久保氏
- ・ユートピア若宮 木本氏
- ・あいらく代表 大瀧氏

第二部案

：豊田市における実践報告

- ・豊田市、日本財団、SDM-Japan

：フォロワーシステムを実装することで、認知症を持つ人、
障害のある人を含む私たちの生活はどのように変わる？

(出演者案)

- ・津別町社協 立花氏
- ・鶴ヶ島社協 牧野氏
- ・かながわ共同会 小林氏
- ・豊田市社協 大地氏



令和5年度シンポジウム 見逃配信URL

https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/missed-program_webcast2

豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担の改定案（2024.10）

共通理念	○【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしと一緒に描きます。 ○【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。 ○【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。					
	本人	意思決定支持者 通称：とよた意思決定フォロー	生活基盤サービス事業者	権利擁護支援委員会		
				事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
対象・参画者	以下の全てに該当する者	・豊田市が委嘱した市民	・豊田市の指定を受けた事業者	・事務局→豊田市・豊田市社協（中核機関）	・市民／当事者	・権利擁護支援（金銭管理）に関する専門的な知見・実務経験を有する者
	・精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。	※専用講座として、とよた意思決定フォロー導入講座を実施。	※当面は、社会福祉法人であって、介護保険サービス又は障がい福祉サービスの指定を受けた者を想定。 ※移行型任意後見契約のみによってサービスを提供している事業者は、指定申請することができない。	※市民後見人等の育成・活躍支援を行っている観点・範疇から、一部の取組は、豊田市成年後見支援センターも参画。	・司法専門職	※当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定。
	・当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者であること。				・福祉関係者	※権利擁護支援専門員に対するアドボケイト基礎研修の実施を予定
	・支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。				+SDM-JAPAN	+SDM-JAPAN
ひと言でいうと	－	・定期的な訪問を通じ、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えとともに、その希望を後押しする。	・日常的に必要なとなる手続又は要する費用の支払や付随する管理など地域生活で基盤となる行為に関する便宜を供与することを通じ、本人の生活の質的向上を支援する。	・本人からの苦情、フォロー及び事業者からの報告の受付並びに相談及び基本的な対応を行う。	・権利擁護支援としての本事業の適切な運営と苦情解決のため、第三者の立場で、フォロー及び事業者に助言又は勧奨を行う。	・本人への権利擁護支援を図るため、金銭管理及び意思決定支援の定期チェックを行うとともに、必要に応じて、第三者の立場で、意思決定支援を行う。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
本人との関係性の担保	○開始の手続き	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続
	・事業の利用を希望する本人が豊田市に事業の利用登録をする。	・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで、派遣する。	・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始したら、重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で、契約を締結（フォローや委員会の関与を規定）する。	・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで関係性が生じることに。	・同左	・同左
	・事業者から重要事項の説明を受け、同事業者との契約を締結する。	・この際、マッチングに必要な内容について、本人同意により個人情報の共有を可能とする。	・この際、本人同意により個人情報の共有を可能とする。	・この際、事前の本人同意により、必要な個人情報の獲得を可能とする。	○マッチング	○マッチング
	○マッチング	○マッチング	○マッチング	○マッチング	・事業開始後すぐに、金銭管理の確認を行う専門員を選定する。	・委員会（合議体）により担当者を調整、決定する。
	・フォローの派遣について、マッチングの機会を設けることを希望できる。	・本人の希望により、マッチングの機会に参加する。	・フォローの派遣について助言することがある。	・本事業の説明、マッチングの機会の調整を行うことがある。	○関係性の解除	○関係性の解除
	○関係性の解除	○関係性の解除	○関係性の解除	○関係性の解除	・同左	・同左
	・フォローの交代について、委員会へ相談できる。		・マッチングの機会において補助することがある。	・本人が本事業の利用をやめることに併せて、関係性が解除される。		
	・契約解除条項に基づき、事業者との関係を解除できる。	・委員会への相談や調整を経て、関係を解除することができる。 (期間を定めフォロー交代を検討)	・本人及び事業者からの契約解除条項を設け、それに基づき、関係を解除できる（重要事項説明書により予め説明が必要）。			

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続
	・本人が、生活における金銭の使い道を考える。	・本人が生活上の意思決定を考えるための必要に応じて情報収集・提供を行う。	・本人との面談(フォローも同席可)やフォローからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する。	・事業者から個別支援計画を受理し委員会（合議体）へ報告する。	・事業者から個別支援計画を受理する。	・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする（3か月に1回）。
	・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人自身が主体的に行う。	・本人が生活上の意思決定を考える際に、問いかけや共感などを通じ、一緒に考える。	・本人の金銭について、日常的な生活に必要な範囲で、管理する。	・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。	・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。	・委員会（合議体）の要請に基づき、権利擁護支援（金銭管理を含む）に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。
		・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人に同行することがある。	・各種利用料や光熱水費についての引き落とし手続きなど適切な管理に向けた便宜を図る。	・事業者からの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。	・個別支援計画によって当初想定されていた支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供している他のサービスについて新しく契約をする場合は、事前に必要性を確認する。	
			・既存サービスにおける支援の場面などを通じて、本人に必要な金銭を受け渡す。	・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。	
			・金銭管理・消費活動に関する書類の請求や、預金の引き出しなどについて同行することがある。		・必要に応じて、事業者の対応に改善を求める勧奨を行う。	

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援 時における 留意事項	－	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭については直接取り扱わないこと。 ・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと（ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を数えて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・介助行為は行わない（別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・個別支援計画は、フォローや専門員の意見を踏まえて、サービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員が作成すること（ケアマネジャー・相談支援専門員の場合は、ケアプラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない）。 ・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員のもとで行うこと（手続きなどの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡すことは、支援者が実施して差し支えない）。 ・資産・高額の金銭や重要書類を管理しないこと（これらは社協等のサービスを別途利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭を所持・管理しないこと。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること （活動・支援）	○意思決定 ・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝える。 ・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自身が主体的に活動を行う。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・本人への面談により、本人のこれまでの暮らし方や価値観、好き嫌いを知る。 ・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加することがある。 ・本人が希望を第三者に伝えられるように、付き添う（事業者に対する相談、申入れを含む）。 ・その他、本人の希望の実現に向け、例えば、サービス利用窓口への同行や合理的配慮などを行うことがある。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・本人との面談や本人立会いの下でのフォローからの情報提供を踏まえ、支援を実施する。 ・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を適宜行うとともに、必要に応じて、既存サービスにおける支援にも、本人の希望を取り入れる。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・本人が入院・入所をする場合は、フォローと共働して、本人との面談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援 時における 留意事項	－	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 ・本人不在のところで代弁行為は行わないこと（本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・一定の類型に該当する意思決定（居所の移転、高額の金銭支出などの大きな意思決定）の場合には、委員会（事務局）に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為（維持・管理）は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行使（処分）しないこと。 ・死因贈与契約を締結することは禁止。 ・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォローの立ち合いを必ず要すること。 ・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。また、契約時には、フォローの立ち合いを必ず要すること。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・同左 ・フォロー及び事業者に対する改善の勧奨は法的拘束力を持たない。 ・成年後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。	○意思決定支援 （表出・形成・実現） ・同左 ・同左 ・本人不在のところで代弁行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する(アドボケイト) 。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	-	○記録・報告・情報共有 ・活動を記録し、月1回、委員会（事務局）に報告する。 ・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。	○記録・報告・情報共有 ・支援内容について記録し、3か月に1回豊田市に提出する。 ・金銭管理状況について、3か月に1回、委員会に報告する。 ・その他の必要なサービスについて必要に応じて他機関と連携する（計画相談、ケアマネジメント等を含む）。 ・必要に応じて、相談支援事業を行う者（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。	○記録・報告・情報共有 ・フォロー及び事業者が提出する報告内容を確認する。 ・相談記録を保管する。 ・委員会に報告し、情報共有する。	○記録・報告・情報共有 ・事務局より情報共有のあったフォロー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。 ・事務局による追加確認等の結果、権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査等を行うよう専門員に指示する。	○記録・報告・情報共有 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックし（3か月に1回）、委員会に報告・情報共有する。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する。 ・委員会（合議体）の追加調査等の要請に基づき、権利擁護支援の対応を行った事項について、委員会に報告する。
活動・支援時における留意事項	-	○記録・報告・情報共有 ・本人に同意が得られていない情報について、本人のいないところで共有しないこと。	-	-	-	-

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	-	-	-	○地域課題の対応 ・各種相談履歴等から地域課題を整理する。	○地域課題の対応 ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後見・法福連携推進協議会等に報告して、地域づくりの対応を求める。	-
活動・支援に対するフォロー	-	・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・フォロー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。	・事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う ・フォローに専門的な対応の必要性が生じた場合には、助言ないし専門員による支援を要請する。	・事務局の要請に基づき、フォローに対し、必要な支援を行う。
危機等への対応	-	・フォロー単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず早急に事務局に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・事業者単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず委員会（事務局）に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・フォロー及び事業者の報告を受け、委員会（合議体）に対応を求める。	・フォロー及び事業者の交代等、市長申立て、後見人等交代に関する勧奨を行う場合がある。 ・虐待通報を行う。 ・その他、法的支援へのつなぎを行う。	・委員会（合議体）の要請に基づき、本人に対して、必要な権利擁護支援を行う。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、支援者間での情報共有を行いつつ対応する（守秘義務の解除）。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
不服・苦情への対応	・事業者の苦情等受付の窓口に本事業に関する苦情を申し出ることができる。 ・委員会（事務局）に本事業に関する苦情を申し出ることができる。	-	・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・委員会の行う苦情等に関する調査（文書等の提出、質問、設備・帳簿の検査など）に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。	・本人からの苦情を受け付ける。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・苦情等の内容を委員会（合議体）に報告する。	・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に関係する者に対し、助言を行う。 ・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。 ・必要に応じて、本人及び本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行う。 ・必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。	・委員会（合議体）の要請に基づき、必要な調査を行う。 ・苦情に関する調査内容を委員会（合議体）に報告する。

豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担と現時点での取組状況等（2024.10）

共通理念	○【十人十色】本人にとっての彩（いろいろ）ある暮らしを一緒に描きます。 ○【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。 ○【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。					
	本人	意思決定支持者 通称：とよた意思決定フォロー	生活基盤サービス事業者	権利擁護支援委員会		
				事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
対象・参画者	以下の全てに該当する者 ・精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。 ・当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者であること。 ・支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。	・豊田市が委嘱した市民 ※専用講座として、とよた意思決定フォロー導入講座を実施。	・豊田市の指定を受けた事業者 ※当面は、社会福祉法人であって、介護保険サービス又は障がい福祉サービスの指定を受けた者を想定。 ※移行型任意後見契約のみによってサービスを提供している事業者は、指定申請することができない。	・事務局→豊田市・豊田市社協（中核機関） ※市民後見人等の育成・活躍支援を行っている観点・範疇から、一部の取組は、豊田市成年後見支援センターも参画。	・市民／当事者 ・司法専門職 ・福祉関係者 + SDM-JAPAN	・権利擁護支援（金銭管理）に関する専門的な知見・実務経験を有する者」 ・「権利擁護支援（アドボカシー）に関する専門的な知見・実務経験を有する者 ※当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定。 ※権利擁護支援専門員に対するアドボケイト基礎研修の実施を予定 + SDM-JAPAN
ひと言でいうと	－	・定期的な訪問を通じ、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えるとともに、その希望を後押しする。	・日常的に必要な手続又は要する費用の支払や付随する管理など地域生活で基盤となる行為に関する便宜を供与することを通じ、本人の生活の質的向上を支援する。	・本人からの苦情、フォロー及び事業者からの報告の受付並びに相談及び基本的な対応を行う。	・権利擁護支援としての本事業の適切な運営と苦情解決のため、第三者の立場で、フォロー及び事業者に助言又は勧奨を行う。	・本人への権利擁護支援を図るため、金銭管理及び意思決定支援の定期チェックを行うとともに、必要に応じて、第三者の立場で、意思決定支援を行う。

コメント／修正文案		
・豊田市が委嘱した市民モデル事業１年目（Ｒ４）は、とよた市民後見人２名で実施。 ２年目（Ｒ５）から、とよた意思決定フォロー導入講座を実施。４９名受講、１６名がバンク登録。５名が活動中。 意思決定フォローとして、豊田市民７名が活動中。		
・将来的にはより広い世代、属性の方、特に障害のある当事者がフォローとして関与していくことが望まれます。		
・１ヶ月２回、３０分程度の訪問。本人の意思決定の後押しができています。 しかし、本人との関係構築には半年程度時間を要し、本人の意思決定（効果）が表れるには１年程度要す。		
・フォロー単独の活動ではブレが生じやすい部分ですが、事務局、アドボケイト、権利擁護支援委員会のサポートにより、概ねコンセプトが維持されているように思われます。		

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケート」
本人との関係性の担保	○開始の手続き ・事業の利用を希望する本人が豊田市に事業の利用登録をする。 ○マッチング ・フォロワーの派遣について、マッチングの機会を設けることを希望できる。 ○関係性の解除 ・フォロワーの交代について、委員会へ相談できる。 ・契約解除条項に基づき、事業者との関係を解除できる。	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで、派遣する。 ・この際、マッチングに必要な内容について、本人同意により個人情報の共有を可能とする。 ○マッチング ・本人の希望により、マッチングの機会に参加する。 ○関係性の解除 ・委員会への相談や調整を経て、関係を解除することができる。 (期間を定めフォロワー交代を検討)	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始したら、重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で、契約を締結（フォロワーや委員会の関与を規定）する。 ・この際、本人同意により個人情報の共有を可能とする。 ○マッチング ・フォロワーの派遣について助言することがある。 ・マッチングの機会において補助することがある。 ○関係性の解除 ・本人及び事業者からの契約解除条項を設け、それに基づき、関係を解除できる（重要事項説明書により予め説明が必要）。	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで関係性が生じることに。 ・この際、事前の本人同意により、必要な個人情報の獲得を可能とする。 ○マッチング ・本事業の説明、マッチングの機会の調整を行うことがある。 ○関係性の解除 ・本人が本事業の利用をやめることに併せて、関係性が解除される。	○開始の手続 ・同左 ○マッチング ・事業開始後すぐに、金銭管理の確認を行う専門員を選定する。 ○関係性の解除 ・同左	○開始の手続 ・同左 ○マッチング ・委員会（合議体）により担当者を調整、決定する。 ○関係性の解除 ・同左

評価		
・本人自身へのモデル事業周知が図られていないため、事業所からの「推薦」をきっかけに本人が関与し、本人自身がモデル事業を望んでいるかどうか不確かな状態で始まっているように思われます。フォローからアドボケート、権利擁護支援委員会への本人情報の提供についても、より分かりやすい形で本人に伝え、本人の了解を得ることが必要であるように思われます。したがって、できる限り本人発の制度利用となるような進め方を今後検討する必要があります。 ・マッチングについては、大変丁寧に行われていますが、今後のケース増を踏まえると、フォロー導入研修で研修パートナーと受講者がそれなりの時間を過ごすことができることを踏まえ、この機会をマッチングと捉えて適切なペア（フォローは複数人でも差し支えない）を作っていくこともありうるそうです。		・個人情報使用について。この事業における個人情報使用同意は取っていない。本体事業においては同意をとっていると考えられることで同意書の作成は不要と考えてよいのか。 ・どのような状態が「適正」と言えるかについての議論が充分になされていないように感じる。一元単位でお金の計算が合うことが求められているのではなく、基本的に本人が望む形で金銭が使われているかどうかを金銭管理の状況から見極めることが求められている。しかし、専門員によってチェックの度合いが異なるため、一定のチェックリストなどが必要ではないか。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
やること (活動・支援)	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人が、生活における金銭の使い道を考える。 ・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人自身が主体的に行う。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人が生活上の意思決定を考えるための必要に応じて情報収集・提供を行う。 ・本人が生活上の意思決定を考える際に、問いかけや共感などを通じ、一緒に考える。 →金銭管理→消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し→購入などについて、本人に同行することがある。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人との面談(フォローも同席可)やフォローからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する。 ・本人の金銭について、日常的な生活に必要な範囲で、管理する。 ・各種利用料や光熱水費についての引き落とし手続きなど適切な管理に向けた便宜を図る。 ・既存サービスにおける支援の場面などを通じて、本人に必要な金銭を受け渡す。 ・金銭管理・消費活動に関する書類の請求や、預金の引き出しなどについて同行することがある。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・事業者から個別支援計画を受理し委員会(合議体)へ報告する。 ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・事業者からの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会(合議体)に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 →事業者から個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・個別支援計画によって当初想定されていた支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供している他のサービスについて新しく契約をする場合は、事前に必要性を確認する。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。 ・必要に応じて、事業者の対応に改善を求める動奨を行う。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする(3か月に1回)。 ・委員会(合議体)の要請に基づき、権利擁護支援(金銭管理を含む)に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。 ・このような活動実態及び本モデル事業における意思決定支援の確保により得られた効果(本人自身の選好・価値観に根差した心からの希望を丁寧に確認することによる本人自身の自己効力感や意欲の向上、フォローが入ることをきっかけに職員の本人に対する対応方法についての懸念や気づきをもたらされることによる虐待、関係性の濫用の芽の発見等。総じて「意思決定支援の確保機能」という。)を踏まえると、特に金銭管理面を強調する必要はないのではないか。	・現状のフォロー活動をみる限り、お金の使い途よりは余暇・ライフスタイルや健康に関する意思決定が話題になることが多く、預金の引出しなどについては、フォローとして特に関与していないように思われます。また、金銭の使い道を考えるということについては、本人が望む内容によっては検討することもあるものの、活動の大半は本人の好き、嫌い、価値観などに目を向けた対話を中心に展開しているところです。 ・このような活動実態及び本モデル事業における意思決定支援の確保により得られた効果(本人自身の選好・価値観に根差した心からの希望を丁寧に確認することによる本人自身の自己効力感や意欲の向上、フォローが入ることをきっかけに職員の本人に対する対応方法についての懸念や気づきをもたらされることによる虐待、関係性の濫用の芽の発見等。総じて「意思決定支援の確保機能」という。)を踏まえると、特に金銭管理面を強調する必要はないのではないか。		・合議体は個別支援計画を受領していない。事前に必要性を検討するところがあるが、特に医療についての決定はタイムリーになされることが多く、1か月に1会の開催頻度である合議体では事後検証をすることに止まるのが現実的かと思われる。専門員については、現在は権利擁護支援委員会からの個別依頼がなくとも、自動的に、すべてのケースについてフォローへの定期面談を実施している。また、これまで1件について合議体からの個別要請を受けてフォローとともに本人を訪問した実績はあるが、合議体による個別依頼を待つとタイミングを逸してしまう可能性もあるため、事務局からの直接要請もできるようにしておくことが望ましい。 ・事業者の対応に改善を求める動奨は実質は事務局が行うことになるのでは。また、事業者への改善を求める動奨は、どういった根拠に基づくものなのか。※行政であれば、例えば介護サービス提供事業者に対し、保険者として動奨は可能。 →「動奨」はそれ自体に法律上の根拠及び拘束力を持つものではないが、委員会による「動奨」に従わず、本事業の趣旨に反する行為を事業者が継続する場合には、契約主体である豊田市が事業者との契約を解除することができるため、これによって「動奨」の実効性を図ることができるという仕組みとなっている (SDM-Japan追記)

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
活動・支援 時における 留意事項	—	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭については直接取り扱わないこと。 ・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと（ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を数えて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・介助行為は行わない（別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・個別支援計画は、フォローや専門員の意見を踏まえてサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員が作成すること（ケアマネジャー・相談支援専門員の場合は、ケアプラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない）。 ・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員のもとで行うこと（手続きなどの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡すことは、支援者が実施して差し支えない）。 ・資産・高額の金銭や重要書類を管理しないこと（これらは社協等のサービスを別途利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭を所持・管理しないこと。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左		・現状は個別支援計画に、フォローや専門員の意見が反映されていない。 →ただし、フォロー面談を踏まえたアドボケイトによる報告書が権利擁護支援委員会に提出されることによって、同委員会から意見が出され、それが実際の支援に反映されることがあった（SDM-Japan追記） ・（日常的ではない）金銭管理は、社協の事業（日常生活自立支援事業、生活支援員派遣事業、被保護家計改善支援事業）を利用して実施しているケースがある（3件）。	多自治体の実態も、金銭管理を日常生活自立支援事業で実施している。代理権の問題等で金銭管理を日常生活自立支援事業で行うことが現実的だと思われる。そうした際に、事務局（一部、後見センター（社協）である為）が金銭の所持・管理になるのでは。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
やること (活動・支援)	○意思決定 ・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝える。 ・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自身が主体的に活動を行う。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人への面談により、本人のこれまでの暮らし方や価値観、好き嫌いを知る。 ・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加することがある。 ・本人が希望を第三者に伝えられるように、付き添う（事業者に対する相談、申入れを含む）。 →その他、本人の希望の実現に向け、例えば、サービス利用窓口への同行や合理的配慮などを行うことがある→	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人との面談や本人立合いの下でのフォローからの情報提供を踏まえ、支援を実施する。 ・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を適宜行うとともに、必要に応じて、既存サービスにおける支援にも、本人の希望を取り入れる。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人が入院・入所をする場合は、フォローと共働して、本人との面談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。		フォローからの情報提供のあり方について、職員とフォローとの距離が近くなりすぎるとフォローの本人の支持者としての立ち位置がぶれていくことが懸念されたため、「少なくとも本人がいない場で本人のことを話さない・聞かない」ということをアドボケイトからはフォローに伝えていた。結果、実践の場面では本人自身がフォローの立合いの下、本人の思いを事業者に伝えたことによって、その後の事業所としての支援方法が本人の希望により沿う形で変わっていった様子も複数の事例で見られている。	専門員が個別のケース会議に出席したとの実績はない。毎月の権利擁護支援委員会において、フォローの面談状況の報告を行っているが、そこに本人・フォローはいない。権利擁護支援を測るために必要な仕組みではあるため、アドボケイト報告は行うべきであるが、その点について、事前に本人及びフォローに対する権利擁護支援委員会への情報提供についての同意を明確に取得しておくことが望ましい。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
活動・支援 時における 留意事項	—	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 ・本人不在のところで代弁行為は行わないこと（本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・一定の類型に該当する意思決定（居所の移転、高額の金銭支出などの大きな意思決定）の場合には、委員会（事務局）に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為（維持・管理）は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行使（処分）しないこと。 ・死因贈与契約を締結することは禁止。 ・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォローの立ち合いを必ず要すること。 ・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。また、契約時には、フォローの立ち合いを必ず要すること。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・同左 ・フォロー及び事業者に対する改善の勧奨は法的拘束力を持たない。 ・成年後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・同左 ・本人不在のところで代弁行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する(アドボケイト)。			当初は金銭管理監督に視点が置かれていたが、アドボケイトWG等での議論の結果、「アドボカシーに関する専門的な知見・実務経験を有する者」がフォローを定期的に支援し、又は独立して活動し、報告書を権利擁護支援委員会（合議体）に提出するとの活動が展開されている。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
やること (活動・支援)	—	○記録・報告・情報共有 ・活動を記録し、月1回、委員会（事務局）に報告する。 ・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。	○記録・報告・情報共有 ・支援内容について記録し、3か月に1回豊田市に提出する。 ・金銭管理状況について、3か月に1回、委員会に報告する。 ・その他の必要なサービスについて必要に応じて他機関と連携する（計画相談、ケアマネジメント等を含む）。 ・必要に応じて、相談支援事業を行う者（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。	○記録・報告・情報共有 ・フォロー及び事業者が提出する報告内容を確認する。 ・相談記録を保管する。 ・委員会に報告し、情報共有する。	○記録・報告・情報共有 ・事務局より情報共有のあったフォロー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。 ・事務局による追加確認等の結果、権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査等を行うよう専門員に指示する。	○記録・報告・情報共有 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックし（3か月に1回）、委員会に報告・情報共有する。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する。 ・委員会（合議体）の追加調査等の要請に基づき、権利擁護支援の対応を行った事項について、委員会に報告する。		報告の頻度や金銭管理状況の報告内容については特段の問題はなかった。しかし、連携については課題が残る。支援が赤・青・緑の三者の中で完結するのではなく、外縁にいる相談支援専門員やケアマネとの連携をもっと図ることができれば、本人の思いが伝えられた後、事業者だけではなく周囲の行動の広がりにつながっていったのではないかと思われる。	当初は金銭管理監督に視点が置かれていたが、アドボケイトWG等での議論の結果、「権利擁護支援（アドボケイト）に関する専門的な知見・実務経験を有する者」がフォローを定期的に支援し、又は独立して活動し、報告書を権利擁護支援委員会（合議体）に提出するとの活動が展開されている。
活動・支援 時における 留意事項	—	○記録・報告・情報共有 ・本人に同意が得られていない情報について、本人のいないところで共有しないこと。	—	—	—	—	概ね意識されているフォローは多かった。ただし、本人とのコミュニケーションがうまくいかない場合に、フォローによっては本人との面談の前後において親しい職員に情報を共有している場面も見られたが、その後アドボケイトによる支援を受けて、フォローの立ち位置を再確認することができた。		

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
やること (活動・支援)	－	－	－	○地域課題の対応 ・各種相談履歴等から地域課題を整理する。	○地域課題の対応 ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後見・法福連携推進協議会等に報告して、地域づくりの対応を求める。	－			地域課題の整理までには至っていない。
活動・支援 に対する フォロー	－	・ 不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・ その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・ 不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・ その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・ フォロワー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。	・ 事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う ・ フォロワーに専門的な対応の必要性が生じた場合には、助言ないし専門員による支援を要請する。	・ 事務局の要請に基づき、フォロワーに対し、必要な支援を行う。	今年度のフォロー実践講座では、赤の事業者職員も職員同士で振り返りの機会を持つことができていた。 もっとも、本人・フォロワーからの発言等に対してどのように対応すべきかについては、事業所において不安があったとの声も聴かれている。 現時点では、事業所から事務局に対して相談が寄せられることは少ないように思われる。	フォロワーのみならず、事業所向け研修も必要。 事業者に対しての助言はどのような立場から。助言できる根拠は。 →「勤奨」行為に準ずる（SDM-Japan追記）。豊田市と事業者との間の契約書上の文言に含まれているかを確認。	
危機等への 対応	－	・ フォロワー単独で対応しない。 ・ 虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず 早急に事務局 に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・ 事業者単独で対応しない。 ・ 虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず 委員会（事務局） に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・ フォロワー及び事業者の報告を受け、委員会（合議体）に対応を求める。 ・ 虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず 委員会（事務局） に報告しなければならない（守秘義務の解除）。 ・ その他、法的支援へのつなぎを行う。	・ フォロワー及び事業者の交代等、市長申立て、後見人等交代に関する勧奨を行う場合がある。 ・ 虐待通報を行う。 ・ その他、法的支援へのつなぎを行う。	・ 委員会（合議体）の要請に基づき、本人に対して、必要な権利擁護支援を行う。 ・ 虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、支援者間での情報共有を行いつつ対応する（守秘義務の解除）。	・ アドボケイトによる定期面談により、職員による本人への不適切ケアに関する課題が出てくることもあった。 ・ リスクのある場面について、事務局に対する随時相談が十分になされていないこともあるため、今後、事務局及びアドボケイトのそれぞれの役割分担を意識しながら対応することが期待される。	事業所職員が本人に対して行っていることが不適切ケアや虐待に該当しうることもある点について普及啓発が必要と思われる。	専門員については、当初は個別課題が生じた場面において、「委員会（合議体）の要請に基づき、フォロワーに対して、必要な支援を行う」とされているが、現状においては権利擁護支援委員会からの個別依頼がなくても、自動的に、すべてのケースについてフォロワーへの定期面談を実施している。フォロワーが支持者としての立ち位置を維持するためには、事務局による随時の働きかけとアドボケイトによる定期的な面談を組み合わせながら行っていくことが望ましい。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」	評価		
不服・苦情 への対応	・事業者の苦情等受付の窓口に本事業に関する苦情を申し出ることができる。 ・委員会（事務局）に本事業に関する苦情を申し出ることができる。	－	・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・委員会の行う苦情等に関する調査（文書等の提出、質問、設備・帳簿の検査など）に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。	・本人からの苦情を受け付ける。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・苦情等の内容を委員会（合議体）に報告する。	・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に関係する者に対し、助言を行う。 ・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。 ・必要に応じて、本人及び本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行う。 ・必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。	・委員会（合議体）の要請に基づき、必要な調査を行う。 ・苦情に関する調査内容を委員会（合議体）に報告する。			

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト
(意思決定支援モデルプロジェクト)
令和5年度 第3回全体委員会議事録

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト（意思決定支援モデルプロジェクト）
第3回 全体委員会議事次第

日時：令和6年 3月19日（火）13：00～15：00

会場：オンライン（zoom）

1. 開 会

- 資料確認
- 熊田委員長あいさつ
- 本日の出欠状況

2. 議 事

（1）令和5年度のプロジェクトの進捗状況等について

- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗（報告）
- 各ワーキング・グループの進捗（報告）
- 意見交換

（2）令和5年度のシンポジウム開催について

- 開催結果（報告）
- 意見交換

（3）次年度の各WGの取組と各種予定について（協議）

3. その他

4. 閉 会

○大内課長 本日は、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより意思決定支援モデルプロジェクト第3回全体委員会を開催させていただきます。

私は、豊田市福祉総合相談課課長の大内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って協議を進めてまいります。

まず、資料の確認からさせていただきます。

本日の資料といたしましては、次第の裏面に記載したとおり4点ございます。

不足等あれば、事務局のほうへお伝えください。

なお、本会議は公開により実施をしております。あらかじめ御了承ください。

初めに、本プロジェクト全体委員会の熊田委員長より一言御挨拶をお願いいたします。

○熊田委員長 熊田です。

ちょっと腰かけてお話しさせていただきます。

本日、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

3年のうち2年目を経過いたしました。どうか引き続きよろしくお願いいたします。

このプロジェクトにも関係するのですが、皆さん御承知のとおり、これに関係する第二期成年後見制度利用促進計画に関連して、成年後見の改正が法務省に移りまして本格的な議論が開始されています。今年の4月から法務省の法制審ということで成年後見の改正の議論が本格的に始まります。

このプロジェクトも、もともと持続可能な権利擁護モデルということで、促進計画にも関係しているところもあります。この意思決定モデルプロジェクトの事業が成年後見の改正にも少なからず影響を与えるというような感じを持っていますので、引き続いて議論を進めさせていただければと思っています。

それでは、本日の出欠状況の関係の御報告をお願いいたします。

○大内課長 それでは、続きまして本日の出欠状況でございます。

委員の皆様につきましては資料1「全体委員会名簿」のとおりでございます。

なお、阪田委員、長坂委員、長澤委員につきましては本日欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、リモート参加における発言の方法ですが、御発言される場合は、挙手または「手を挙げる」ボタンでの意思表示をお願いいたします。発言者は、委員長からの指名に基づき御発言をいただくよう、お願いいたします。

それでは、以後、熊田委員長に会の運営をお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

○熊田委員長 これから私のほうで会議の取り回しを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、いつものことになりますけれども、会議運営ルールの確認を行いたいと思います。事務局からお願いいたします。

○安藤委員 よろしく申し上げます。豊田市役所の安藤と申します。

資料2と書いてある印刷されている方はホチキス留めの少し分厚いもの、オンラインの方はパワーポイントをPDF化した資料2を御覧いただければと思います。

2ページを御覧ください。

いつものこととおっしゃられたルールでございますけれども、この会議では何々さんという形で呼び合いますということでもあります。

それぞれの立場はありますけれども、御本人中心で物事を議論していきましょう。

3点目ですけれども、これも多様な立場の方がいらっしゃいますので、専門用語を分かりやすく、できるだけ言い換える形でお願いします。

4点目、5点目ですけれども、皆さんが発言できるように3分以内を目安に御発言いただきながら、いろいろな方の御意見を賜れるような場としてお願いできればと思います。

ルールの説明は以上になります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

2の「(1) 令和5年度のプロジェクト進捗状況等について」、事務局より順次御説明をお願いいたします。

○安藤委員 では、引き続き、まず初めは豊田市の安藤のほうから御報告します。

資料は先ほどの資料を引き続き、具体的には5ページ以降からお願いできればと思います。

まず、豊田市のほうの報告ということで、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況になります。

6ページのスライドは、従前より皆様に共有させていただいている、それぞれが役割を分担しながら、権利擁護及び意思決定支援、そしてそれを通じた金銭管理をしていく仕組みを検討している、実証しながら試行的に進めているというものになります。

めくっていただきまして、7ページになります。

今年度、市としてはどういうことを進めてきたかというところです。昨年度、令和4年度はまず枠組みづくりから開始をしまして、2件のモデルケースを開始しました。それを引き継ぎながら、今年度でございますけれども、まずスキームの部分についてはその仕組みの成熟化に注力をしてきたということになります。後ほど御報告がありますけれども、意思決定フォロワーの研修を研修ワーキングのほうで組み立てていただきましたので、それを市として実際に実施をしたというところだとか、あとはフォロワーさんの活動のフォローアップということでアドボケイトの面談を実施している。

金銭管理のところについては、定期的に金銭管理をしていただいて、その報告書を見ながら、その金額だとか内容を少し整理したりだとか、あとは金銭管理の監督の様式も、実

際にやられた弁護士の先生とかからこういうふうにしたほうがいいのではないかと。具体的に申し上げると、どうしても御本人さんが管理される場合だと、1円単位で変わってきてしまったりだとか、あとは自動販売機のレシートはない、そういうところを突き詰めてもしようがなくて、御本人の意思に基づいてきちんとお金が使われているかというところをチェックできるような様式にすべきではないかという御意見を賜っておりますので、またその辺は今後検討を深めてまいりたいなと思っております。

併せ持って事務局側としても、件数も増えてきているところもありますので、事務フローを内部的ですけれどもつくってございまして、それをしっかり運用できることを令和6年度も目指していきたいと考えております。

一方、右手のほうの実際のモデルケースのパターンについては、今年度、そのパターンの数、バリエーションを増やすことに努めてまいりました。後ほど報告させていただきますけれども、現在8ケース、進んでいるものと調整中のものを合わせてですけれども、いろいろなパターンを確保しながらその様子を見ているというところになります。

あわせて、その8パターンもいろいろな対象者属性、障害の特性だけではなくて、家庭の環境だとか居所の状況だとか様々な状況のパターンを少し用意というか拡充しておりますので、それを踏まえて対象者像の整理を今後進めていく必要があるなと考えているところでございます。

併せて次年度、パターンが増えてきましたので、今のスキーム、フォロワーさんが入って、そして介護なり障害の事業所さんが金銭管理をするという緑のところの委員会がフォローアップをするというところが、全ての属性の方でフルパッケージが必要なのかどうかだとか、そういったところもきちんと精査をしていけるといいかなと考えております。

では、今、概要を伝えました点について、簡単に一つ一つ事項を説明していきたいと思っております。

まず、8ページですけれども、研修ワーキングでつくっていただいたプログラムを基にフォロワー導入講座を開催いたしました。50名近くの方に集まっていただいて、内容も次の9ページで、ロールプレーであったりだとか、あとは中段のところに書いてありますけれども研修パートナーということで、実際に高齢の方とか知的障害、精神障害、身体障害、3障害の方にお越しいただいて、実際に当事者の方と一緒に学び合うというような時間を設けたりすることで、まずはそもそも意思決定とは何なのかとか、物事の見方を今までから少し変えていこうというところを導入講座としては進めてきたということになります。

続きまして、11ページになります。

先月、実際にフォロワーとして活動されている方だとかバンク登録された方を対象に実践講座を開催いたしております。写真にあるようにグループワークということで、今、実際に活動されている方に対して、これはどういうふうに行っているのですかとか、こういうときはどうしていますかとか、そうしたものをみんなで出し合いながら、お互いに答えたりだとか考えたりする時間を設けたというような形になります。

12ページがそのカリキュラムになっています。

13ページでございますけれども、先ほど申し上げたモデルケースについて、調整中、検討中を含めまして8件あると申し上げました。11月の中間報告の際にも6ケース御報告していますけれども、それから1ケース、さらに2号認定の方で障害のある方なのですけれども、その方のケースを今、調整をし始めていることと、あと今、社協さんと少し話を始めようとしているところが、一番下のところですけども、生活困窮で孤独・孤立の状態がゆえに、なかなか物事を一人で決めることだとか、お金をどうしていこうかなということと不安な方が一定数いるということが明らかになってきておりますので、その方たちにももしかしたらこの事業、赤色の部分については既に社協が独自の金銭管理として入っているケースなのですけども、フォロワーだとか緑の委員会の関わりが入ることによって、社会参加だとかそういったところにつながるのではないかなということもありまして、こういった形で少しバリエーションが豊富になってきましたので、この事業としてこういった形で取組が進められるのかということを次年度、精査をかけていけるといいのかなと思っております。

14ページ以降はこれまでのケースの概要を少し集約しているものになります。

14ページのケース①、ケース②は去年からのケースになりますので少し割愛させていただいて、めくっていただきまして15ページ、こちら11月の中間報告で少し触れたケースになりますけれども、3点目の身寄りのない高齢者の入所調整ケースについては、三井さんの施設の方になりますけれども、進めている。ただ、下から2つ目の箱の中に▲で書いてありますけれども、この地域の支援の範囲ではないのですけれども、受診動向への負担が大きくて、そういったところが課題になっているよとか、一方で、一番下に書いてありますけれども、長野県に行きたいよとか、お墓参りの話がフォロワーさんの活動の中でぼつぼつ出てきて、生活の充実のほうに少し寄与していけるのではないかなというところを予兆として見ているところでございます。

4ケース目は引き続き少し保佐人さんと調整している段階で、次の16ページでございますけれども、ケース⑤についても1月から具体的な活動を開始しているところになります。一番下の現在の進捗状況を見ていただければと思いますけれども、こちらなかなか信頼関係を築くのが難しくて、本日も午前中に権利擁護支援委員会で、このまだまだ信頼関係できていない段階においてどういうふうに環境調査も含めてやっていくのかという議論もしていたのですけれども、そういう段階から始めていますが、徐々にケーキが食べたいとか、歌を歌うのが好きということが出てきておりますので、心を開きつつあるのかなと思っている段階になります。

6ケース目、こちら11月に報告をしていたものになりますけれども、実際にグループホームのほうでも受入れが了解されて、3月からフォロワーさんの実際の活動が始まっているというような状況になります。

17ページについては、先ほど申し上げた40歳の方ですけども、御病気の関係で介護の

次に1枚めくりまして、これは今までにも見ていただいているプログラムの内容でございますけれども、先ほど挙げましたフォロワーの研修が上半分の薄い水色で背景を色塗られているところに当たります。6月に事前説明会を行った後、10月、11月に導入講座を行い、必要な方についてはマッチングなども始めております。

1月、2月につきましては、マッチングをしている方だけではなく、今後フォロワーとして登録し、実践を行いたいという候補者の皆さんにも集まっていただいて、実践についてどうしたらいいかということを深めております。

それから、真ん中に横帯1本で書かれているのは、いわゆるフォローアップ、スーパービジョンということで、実際にフォロワーが御本人と会って、その後、報告書を書くのですが、その報告書に基づいて私ども権利擁護支援専門員、アドボケイトとも言っていますが、アドボケイトと対話をする中で、フォロワーにとって大切な姿勢や会話の進め方を一緒に考えていくというような取組をしているところでございました。

その次のページにつきましては、既に豊田市、安藤さんからお話が出ておりますので、それについては同じものですので、見ていただければと思います。

次の写真についても導入講座で、同じでございます。

この導入講座につきまして、アンケートの抜粋がございます。特に、講座を受けてみて青色の意思決定フォロワーとして活動してみたいという方が33%、現時点では難しいけれども条件が合えばやってみたいという方が57.6%ということで、多くの方々が関心を示しているという結果となりました。33%の方々を中心としながら、現在、候補者の登録が行われ、そして先ほど見ましたように順次活動の輪が広がっているところでございます。

次に、1枚めくりまして、フォロワー実践講座も先ほど豊田市からご紹介がありましたので、これは割愛をさせていただきます。

私どものほうでは、実践講座の内容につきまして簡単に動画をまとめましたので、そちらを御覧いただきたいなということで用意をいたしました。7分くらいですが見ていただきたいと思います。こんな感じでございました。

(動画上映)

○名川委員長代理 ちょっと長くなりましたが、どうもありがとうございました。

ひとまず私どもの内部資料として作っていったものを見ていただいたものなので、それぞれの方々、初めて見て自分が出ていることに驚かれたか方たちもいらっしゃるのではないかと思います。御了承ください。まだ外へは出しておりません。

でも、既に今出ている方の中でも、反応がよく分かったのではないかと思いますし、あそこの中で新しくフォロワーさんとして活動を始めている方もいらっしゃいます。今後さらにあそこの中から新しいフォロワーさんが生まれてくるのではないかなと思います。

では、その次のところへ行きたいと思います。次のページをめくっていただけるとありがたいです。

このような活動の中から、研修の中である程度、先ほどの帯になっているOJTというカス

ーパービジョンというか、ずっとフォロワーの面接を行っていく中で、少しずつこのようなステップを組みながらフォロワーさんは活動していくのだなということと、それから、市民の方に参加いただくということで、できるだけシンプルなステップをまずは提示したいなということがございまして、この4つの行動指針をつくったというのもある程度成果なのかなと考えております。これについては既に前回も出しておりますので確認ということになりますけれども、新しいフォロワーさんの面接などを始めても、最初は1番から始まっていくのだなと。そこを確認していくと、少しずつ2、3、4のほうの課題というか、課題という言い方ではあれですね。どう御本人さんの気持ちに寄り添っていくのかなということで、少しずつ2、3、4が見えてくるような流れに行くのかなということを最近感じるようになってきているところでございます。

次をお願いいたします。

ここまでがフォロワーの支援ということだったのですけれども、ここから先は簡単にしますけれども、支援者さんなども含めて、豊田市の方々に意思決定支援の基本的なことを理解していただくというプログラムも並行して行っておりました。これについては今年の夏に1日かけて、いわゆる基本的な研修をやっております。これはどちらかというとSDM-Japanのほうで、私どものほうで取り回しをしているものでございます。

アンケートの抜粋は右下にあります、満足度では5段階のうちの7割近くが1であり、残りも全て2までであったということで、大変好評をいただいたところでございます。やはり受けると面白いなと言っていただけののかなと思います。

それから次、1枚お願いいたします。

こちらにもさらに個別のスキルとしてプログラムを用意しておるので、これについても御参加をいただいたところでございます。これは豊田市さんのほうで主体的にやっていたくということでお伝えしているので、ここでは簡単に申し上げて、私のほうの報告をおしまいにさせていただきます。

以上でございます。

○水島委員 ありがとうございます。

それでは、水島から、アドボケイトワーキングの報告をさせていただきます。

次の資料をおめくりください。

アドボケイトワーキングについては、今年度第1回の目標としてこちらを設定させていただきました。すでに完了しているものも含めて、成果を共有したいと存じます。

まずは、意思決定支援の充実及び関係性濫用防止の観点から、改めて権利擁護支援委員会が何をするのか、そして権利擁護支援専門員、特に意思決定支援担当が何をするのか、現在の事案ではあまり見られないものの、今後は本人と赤の事業者との間の見解の相違がある場面等様々なことが起こり得るわけで、これに備えてどのような機能を委員会が備えていくべきか等を役割として整理をした上で、幾つかの問立てをさせていただき、検討を進めておりました。問立ての内容についてはすでにお示ししておりますので、さっそく論

点に入っていきます。

まず、論点①「権利擁護支援委員会によるフォロワー活動支援のあり方」、34ページです。この点については、そもそも権利擁護支援委員会としてどのようなことをすればフォロワーの支援ができたことになるのか、ということをもう少し細分化して考えてみました。権利擁護支援委員会といっても、事務局があったり、合議体があったり、さらにはそこから派遣されていく権利擁護支援専門員というものがそれぞれあるということで、事務局の中では日常的なサポート、フォロワーさんからの問合せ等について丁寧にサポートしていくというところはありつつ、いわゆる権利擁護支援専門員、特にアドボケイト担当においてはフォロワーさんからの書面、報告書を見て、そして面談をし、そしてそれを権利擁護支援委員会に報告をしていく、こういった活動が現在は中心となっているところです。ただし、本来的にはより難しい場面において派遣されて、独立の立場で調査活動を行う、こういった業務も一部担っているところでございます。

特に論点①の2のところでは、ケース検討後に取り得る選択肢ということで、それこそ午前中もございましたけれども、権利擁護支援委員会が単に報告をして終わりということではなく、非常に応じてきちんと委員会のアクションを取っていくことが重要であって、フォロワーに対する助言、事業者に対する助言、あるいはアドボケイトの派遣を要請し、その本人の支援場面を確認する、事業者と本人、フォロワーとの話合いの機会を設けていくといったことなど、権利擁護支援委員会としても積極的に行っていけるような体制を整えてきたところでございます。

権利擁護支援専門員は、アドボケイト担当がフォロワーとの面談をするときには、このような対面形式で行うこともありますが、主としてオンライン形式で30分から1時間程度時間をいただいて、①から④の辺りを中心に面談を行っています。よりイメージがつくようにこちらのスライドを用意しました。例えば、アドボケイトが「今月はどのようなやり取りがありましたか？」と聞くと、フォロワーからは「御本人が『お祭りに行きたいけれども忙しいしきっと連れて行ってくれない。』と話していた。」との返答がありました。フォロワーは「個人的には何とかしてあげたいと思うのですが…」とお話しになることもありますが、このような場合には、アドボケイトは「フォロワーとしては、どのように考えますか？」と、フォロワーの指針に立ち戻って考えていただけるよう問いかけをします。このように、ご本人から「〇〇したい。〇〇で困っている。」と話が出たときに、解決思考が強ければ強いほど「～してあげたい」と思いがちですが、フォロワーが先走りすぎてしまうと、いつの間にか本人を追い抜いてフォロワー（ついていく人）でなくなってしまう、本人自身が考え、他者に伝えていく機会やタイミングを奪ってしまうこともあります。アドボケイトからの質問を受け止めたフォロワーは、「本人にも訪ねながら一緒に考えてみたいと思います。それでさらに本人が望むのであれば、本人さんと一緒にスタッフの方などに一緒に伝えていくとか、こういった後押しできればと思います。」とフォロワーの立ち位置について軌道修正をすることができました。このような形で対話しながら進めて

いくことで、フォロワー自身がフォロワーの立ち位置や役割に気づいていくということも非常に重要であると考えています。

次に、論点②に移っていきます。ワーキングでは、課題が生じた場面において権利擁護支援委員会としてはどのように対応すべきか、といった論点もございました。この点については幾つかの仮想事例、仮想なのだけれども実際のケースに極めて近いような事例を用いて、フォロワーは、「本人がいないところで本人の話をしない。聞かない。」ということが原則となっているのだけれども、本人から「(私はできないから)、フォロワーさん、あなたから伝えてもらえますか。」と言われたときどうするか、ほかにも仮想事例2では、自分の思いを事業者等に伝えてみたのだけれども取り合ってもらえなかったときにどうするか、このようなエピソードを踏まえて、事務局、専門員及び合議体がそれぞれアプローチしていくといった動き方をまとめました。

これについては、昨年度の資料の中にもありますが、まずは定期的な支援、すなわち、フォロワーへの面談は通常時としては行いつつ、課題が生じた場面等では、本人と事業者等との話合いの機会を権利擁護支援委員会が用意する、本人の選好、価値観等を確認するためにアドボケイトを派遣する、このような流れを把握することが重要です。そして、現在の立ち位置においてできること、できないことを念頭に置いて動いていくことが重要ではないかということで、このような整理をしております。

仮想事例3は、権利擁護支援委員会だけ設置されていればあらゆるケースに対応できるわけではないということを理解するためのものです。フォロワーの活動をしていく中で、本人に対する障害者差別等に近い場面に遭遇したものの、それが赤の事業者ではない場合にどうするか、といった話題です。このような課題が生じた場面では、例えば、障害者差別解消センターにつなぐ、地域の中で適切にそうした課題に対応できるような部署等を御紹介するといったことも含めて検討しております。

それから、本人・フォロワーを支える仕組みの強化に向けた検討も行いました。実際のフォロワー報告の中でも、モデル事業ということもあって、十分にフォロワーの役割が周知されておらず、様々な誤解が生まれている状況です。この点については、ワーキングメンバーとの話合いの中では、フォロワーと本人のマッチングだけではなく、意思決定支援ガイドラインでも紹介されている本人も交えたミーディングの中にフォロワーも入り、フォロワーも含めた役割をお互いに確認していくような機会があると良いのではないかなといったような意見が出されております。

それから、論点②以降、アドボケイト担当、権利擁護支援専門員を確保していくための方策という論点については、後ほど述べてまいりたいと思いますけれども、それぞれの地域の状況、例えばそのまちの規模感等によっても対応が異なってくるのではないかと思います。権利擁護支援委員会の事務局がある程度、現在、アドボケイトが行っているようなフォロワーへの支援を代わって行っていくこともできる地域もあれば、それが難しい地域もあるでしょう。こちらもそれぞれの役割を認識しながら進めていくことが必要なので

はないか、というコメントがありました。

それから、アドボケイトの担い手の問題です。この点については専門職だから直ちにアドボケイトとしての活動ができるとは限らず、むしろ専門職だからこそアドボケイトの視点に立ちづらい、といった側面もあります。アドボケイトの立ち位置をしっかりと維持できる方がアドボケイトになることが望ましいということで、これまでの議論では、今までは、私たちSDM-Japanの名川、水島が中心にアドボケイトの役割を担っていましたが、アドボケイトワーキングや権利擁護支援委員会に関わっていただいている方々にもアドボケイトの役割を担っていただきたいですし、実際にそのような例もあります。

アドボケイトの養成のあり方についても議論が及びました。こちらの表にあるような4つの要素を学べるように、意思決定支援や独立アドボカシーの考え方、障害者権利条約等について学べるようなカリキュラムとすること、既にある研修をうまく活用しつつ新しい研修も織り交ぜながらアドボケイトとしての資質を備えていくということなどを現在は検討しており、重要なポイントなどを先日のワーキングなどでも整理しながら、来年度には、アドボケイト研修も実施していきたいと考えているところでございます。

では、評価ワーキングをお願いいたします。大内さんお願いいたします。

○大内課長 よろしくをお願いいたします。

評価ワーキングにつきましては、今、資料をお示ししているとおりなのですが、前半で企業のニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のチェックリストを作成いたしました。こちらのチェックリストにつきましては、今までにも委員会のほうで紹介させていただいたりということもあったのですが、それぞれの役割としてニーズ評価というのがこの事業の対象となる方、本人さんが必要としているかどうかをチェックするためのもの、プロセス評価が、本事業の想定されるようなプロセスに沿ってこの事業が展開されているかどうかをチェックするもの、アウトカム評価は、ニーズ評価を踏まえてということなのですけれども、ニーズを充足させることができたかというようなことをチェックするものということになってございます。

今、お示ししているものが、ニーズ評価、本人用と事業者用ということでお示ししておりますが、ほかにもいろいろとニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のチェックリストは作成しております。

こちらを使って、先ほど御報告がありましたが、既に実践されているケースについてニーズ評価まで行ったものもあれば、ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価という3つを行ったものもあるということになっております。先行していた2事例についてはプロセス評価、アウトカム評価まで行っておりますし、今年度から始まったものはニーズ評価までというようなことになっております。

年度の後半で、こういった評価の枠組みをつくりつつ、いわゆる本事業の中のロジックモデルをつくる必要があるということで検討しております。このロジックモデルなのですが、いわゆるゴールを明確にして、最終的なゴールがどこにあるのか、中間的なゴ

ールがどこにあるのか、そのために何をするのかということを可視化するものになっております。それを本来的には今年度中に完成させる予定ではあったのですが、内容をいろいろと検討する必要もございますので、これはまだ完成しておりません。恐らく次回の委員会では御報告できるかと考えておりますが、そういったことでこの事業の全体像、あとはそれぞれの取組についての評価の指標を作成してきたというのが今年度の取組でございます。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。これで事業3つの御説明をいただきました。

全体委員会のほうでは、今回の2年度も含めまして事業全体がいい方向に向かうような建設的な意見をお伺いしたいと考えております。

今の事務局の御説明に対して確認したい点があれば御質問をお願いいたします。

永田さんが都合によって、別の会議に関わっているということで、途中退席とお伺いしておりますので、今の確認とか次年度の取組とかについて御意見いただければと思います。

○永田委員 ありがとうございます。

今、熊田さんからおっしゃっていただいたように、先に抜けさせていただきます。申し訳ありません。ということで、先にコメントも含めて述べさせていただきたいと思います。

お話を伺っていて、大きく2点お話ししたいなと思っているのですが、1つ目が意思決定支援に関することなのですけれども、私、3年目に入ということで、若干仕組み的なお話のほうをしたいなと思うのですが、豊田市以外のモデル事業も含めた全体の評価の委員会にも入っているのですけれども、ほかの自治体さんを見ていると、意思決定支援と金銭管理でどうも金銭管理のほうに皆さん力点を置いて考えられているなという印象をすごく持ちました。議事録が公開されるかされないか知らないのですけれども、私の感覚だと、豊田市以外はほぼみんな意思決定支援というよりは金銭管理をどうするかというのが市町村さんの関心事項であって、意思決定支援のためにどういう仕組みをつくっていくかというよりは、金銭管理ができない人がたくさんいて困っている所以このモデル事業をやっているという感覚がするなというのが私の印象です。

もう一つ、フォロワーさんの位置づけというか、意思決定支持者のモデル事業という名前なののですけれども、位置づけについても全体的に誤解があるような気がしていて、つまり、この役割の人が大変だからどうしようみたいなことをおっしゃる方がすごくいらっしやって、どうも代わりに決める人みたいな認識がどこかにあるのではないかなんと思っています、そこを豊田市さんは思いを聴くとか、御本人さんの思いのスピーカーになる、マイクになるということを割と今日も御報告いただいたような研修を通じて徹底してやられているのですけれども、市民の人に負担だとか、すごく大変だとか、そんなことができるのかとか、そういったような意見が割とほかのモデル自治体さんで出ているような気がして、つまり、金銭管理の事業だという認識とか、あと意思決定の支持者というのはすごく重たい役割なのだというような誤解を持たれている感じがするなと。それはモデル事業をやっ

ているところはそういう誤解をしているということは、世間的にもそういう誤解がすごくあるのだろうなと思っています。

ですので、ぜひ3年目を迎える豊田市さんの事業、特に中核になる意思決定フォロワーさんの役割を、水島さんがこの間、シンポジウムの中で、3段階で自治体の中でこのような浸透のさせ方があるのではないかという御提案をしてくださったと思うのですが、豊田の事業はもちろんだんだんだん進んでいったらいいと思うのですが、そういうほかの自治体さんに向けたメッセージも、普及させていくという意味で、豊田だけ頑張っただけではいいよねみたいな、だから無理だよよねみたいになってしまうと、もちろん豊田が頑張るのはいいことなのですが、モデル事業の意味としてはぜひそういう点を御留意いただけるとうれしいなということが1点目です。

2点目はちょっと関連するのですが、この間のシンポジウムを聞いてくださった方が本当にたくさんいらっしゃって、いろいろ皆さんポジティブなコメントをしてくださってよかったなと思ったのですが、その中で、別にネガティブというわけではないのですが、いろいろな人材養成が地域にあるよねという話をされていた方がいらっしゃって、最近、認知症のサポーター養成講座とか、介護サービス相談員の研修を受けなければいけないとか、いろいろな形で研修が地域の中にたくさんあって、もうちょっとそういうのを可視化して重ねていかないと、同じ研修を同じような人たちがたくさん受けているような状況もあるのではないかなということをおっしゃっていた方がいて、権利擁護人材の研修を少し体系化してみるみたいなことも大事なのではないかなと思って、今、拝見させていただくと、こういう研修がそのようなものの土台にあって、その上に認知症サポーターであったりとか、市民後見人であったりとかというような組立て方もあるのかなと思って聞かせていただきました。

でも、49人参加するというのはすごいなと思って、京都市は政令市ですが、市民後見人の養成講座は最近20人ぐらい集まったらいいほうなのです。そういう意味では、多くの方が関心を持っていただいている理由も知りたいなと思いつつ、いろいろな権利擁護人材の研修の体系化とか、その根底に意思決定支援の考え方を位置づけるみたいなことができればいいのかなと思って聞かせていただきました。すみません、大きめな話を中心にさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

永田さん、適当に御退室いただければと思います。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。Zoomの方も含めまして、今のワーキングについて何かありますでしょうか。

どうぞ。

○水谷委員 私の息子が重度の知的障害者だということは前々からお伝えしているのですが、フォロワーさんの制度を伝えるものが最初からあって、いろいろな意思を伝え

られないと思っていたのですが、この前のシンポジウムもうちで見えていまして、緩やかな支援というか、そういうものがすごく響いて、何もやらないというか、成果を求めるのではなくて寄り添うみたいなことはかなり利いてきたなというか、いいのだなというのを改めて実感したので、何とかなるのかなと感じました。

ただ、最初のモデルケースの方たちとは違って、言いたいことを言えないのではなくて、自閉だから何でも言う、言いたいこととかやりたいことを何回でも言うのです。だから、そういうものをどこまで本人の意思というか、そうやって見極めるというのか、本人の意思だからと何でも受け入れるというと收拾がつかなくなってしまうので、そういうときにまた今後は難しいのだろうなという気はしています。

あと、さっきのアドボケイトのところでも出てきたのですけれども、本人とフォロワーさんだけでは面談が成り立っていかないので、事業所のほうが一緒に立ち会って、そういうふうにならなって本人の意思を探っていく仕組みになっていくのもいいかなと感じました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今の点について、何かございますか。

では、柘方さんが手を挙げられているということなので、そこで御質問を聞いた後で、事務局のほうで答えをと思います。よろしくお願いします。

○柘方委員 ありがとうございます。

まだ少数のケースのうちにはいいと思うのですけれども、今後取組が加速しまして、増えていくケースに対応していく中で、仕組みの成熟化みたいなお話もあったのですけれども、そういった仕組みを一般化する、平準化するみたいな見せ方の問題かもしれないのですが、モデルとして複雑なケースが多いと思うので、それをいかに平準化していくのか、見せていくのかというところがすごく難しそうだけれども大事ななと思ってお聞きしておりました。これは意見になります。

あと、質問といいますか、アドボケイトの方やフォロワーの方が判断していく、もしくはアドボケイトの方がサポートしていくときに、それぞれの個別ケースだと思うので、立ち返るものというか、判断をする際に準拠するものみたいなものはあるのかなと。研修というものはあるのだろうかと思うのですけれども、進めていく中で、これに立ち返りましょうみたいなことが何か用意されているのか、これから用意されるのかというところが質問です。

もう一点の質問が、サービスの利用者さんとフォロワーさんとのマッチングのときに、今、ケースを増やしていく中で気をつけていること、ポイントみたいなのところがありましたら教えていただきたいなと思いました。

以上です。お願いいたします。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、水島さんのほうからお願いします。

○水島委員 私から答えられる範囲でお答えいたします。

まず、水谷さんから、本人がしたいと思っていることについて、そのような希望をずっと受け止め続けていくと収拾がつかなくなってしまうのではないかと、ということについては、午前中に開催された権利擁護支援委員会でも、多分これは難しいとか、おそらく実現は困難であろう、といった内容の希望もあるのですが、少なくともフォロワーとして、このような考えを持って最初から諦めてしまったり、本人がいつも言っていることだね、と流してしまうのではなく、まずはそこに乗っかってみるところが恐らく大事ではないかと。希望の実現それ自体を目的としているのではなくて、比喩的に言えば、ご本人と共に旅をするのでしょうか、本人と一緒にあってあっち行ってみたり、こっち行ってみたりする中で、さらにほかの人たちも巻き込まれていく中で、結果としてできないこともあるし、できることもあったねということがわかってくることがあります。

その結果自体が重要というよりは、一緒にそこに関わっていくプロセスの中で本人さん自身が、自分がある種主導権を持っていろいろなことを決めていけた、うまくいくかどうかはともかくとして、そういった実感を持てることが大事なのではないかという議論がありました。ですので、受け入れる、受け入れないという話は、どちらかというと赤の事業所さんがどうするか、あるいは親御さんとしてどうするかというようなところであって、現実、何でもかんでもかなうわけではないので、受け入れないことだってあると思うのです。でも、そこをやめましょうということではなくて、一緒にあって動いていく中で、お互いに気づいていく、本人も場合によっては気づいていく、あるいはそういったことがあったときはチームができる限り一緒に考えながらやってみる、うまくいく、その繰り返し、別に何かそれでどうというわけではないのですけれども、そういうことを繰り返しながら、結果的に本人とかかわる人たちがいっぱい増えたねということが大事なのかなと思っています。

解決策をすぐに申し上げていることはできないのですが、これはアドボケイトという話にもつながるところです。先ほど枡方さんからのアドボケイトの拠り所は何ですかという話しがあったところにも通ずるのですが、基本的に、いつも木本さんがおっしゃっているように、本人のマイクとスピーカー、この立ち位置を維持していくことが大事だと言われます。イギリスではアドボカシー原則が掲げられており、その中の一つにこのような立ち位置が指摘されていたりしますけれども、アドボケイト、あるいはフォロワーの緩やかなアドボケイトという立ち位置からすると、本人のことを信じるということがまず最初にあって、その上で本人さんが言わんとしていること、あるいは言っているけれどもなかなかほかの人にそれがうまく伝わっていないときに、それをうまく伝えるような形で本人さんと一緒に届けていく、といった役割を基本的に持っていると思われます。逆にアドボケイトは次のようなことをしない、といったルールもあるのです。それは何かというと、例えば、よかれと思って本人の代わりに決めてあげるといったこと。これをやってしまうと

アドボケイトではもはや言えないと、少なくともイギリスではそのような理解をされているようです。

したがって、アドボケイトと言ったときには、あくまでも御本人さんの立場に立ち続ける、味方であり続けるそのような存在であって、フォロワー自身の個人の思い、アドボケイトの個人の思いがあったとしても、それは置いた上でご本人の味方であり続けることを役割として重きを置いています。そもそも意思決定支援はフォロワーやアドボケイトだけで成り立っているわけではなく、様々な人が本人に関わる中で、権利擁護支援において重要な2つの柱である本人の権利回復と権利実現のバランスを取っていくためには、あえて本人側に立ち続ける人がいるということが大事なのだということを強調しておきたいと思っている次第でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

続いて、豊田市の安藤さんのほうから。

○安藤委員 私のほうからも、少し今までの御意見についてコメントできる部分をコメントさせていただければと思います。

まず、永田さんからの御意見の後半の部分、前半部分はどちらかというと全国的な話でありましたので、後半の部分ですけれども、いろいろな人材が少し乱立していると、体系化のような話がありまして、まさに我々の市役所の中でもそのような議論をちょうど先日していたところであります。少し観点は違うのですけれども、孤独・孤立のサポーターだとかということも必要ではないかという声が上がっている中では、地域のいろいろな人材を個々に乱立させながらやっていくのではなくて、うまく体系化しながらやっていくことが重要ではないか。その中では、地域共生社会の考え方であったりとか、まさに意思決定支援とか、少し触れました孤独・孤立だとか、そういうどんな分野でも共通するようなお話があるのかなと思いますので、そうしたところを整理しながらやっていけるといいかなと思います。

フォロワーに関しては、認サポの修了者の方に声かけをしたりとか、介護サービス相談員の方に声かけしたりとか、社協のボランティアの方に声かけしたりとかということで、新たに何か開発していくのではなくて、既存の人たちにもそういうことを知っていただくということでやったことによって、少し参加者も多く集まったところもありますので、その辺を整理していけるといいのではないかなと思いました。

水谷さんからの御意見なのですが、緩やかな支援というのがすごく重要だなと我々も感じています。併せて御本人さんがお話ししやすい環境をどうつくっていくのかはまさに午前中も議論になっていて、事業所さんがいる状況とか、今日午前中の話にあったのは、大勢の中でその2人がいるという状態、いきなり個室で2人で話すそれは一般でも難しいですよねということなので、そういったところでいろいろな環境をしっかりと調整していくことが重要だということを権利擁護支援委員会のほうでも確認をしておりましたので、いろいろな接し方とか関わり方があるということを確認できたのではないかなと思

います。

最後に、枡方さんからの御意見のところ、平準化だとかよりどころというところ、これも今日の午前中、議論をしていたのですけれども、この2年間を通じて8ケース、10ケース弱ですけれども、共通して起き得る悩み事だとか、少し判断に迷うこととか、そういったことが出てきていますので、それを少しずつ整理することによって、事務局のほうで簡単と言ったら失礼ですけれども、フォローがしやすくなる状況をつくれば、アドボケイトの方がもう少し専門的なところに入っていただくだとかというところで、少し効率的・効果的にやれるのではないかなと思います。

最後、マッチングの工夫というか、配慮を考慮している点というところについては、御本人ごとによって違うというところがありますので、このケース、今、御説明した中でも、1回目ではちゃんと合った方もいらっしゃるれば、本当に最初は数分だけ会って帰るというのを何回か繰り返すような方がいたりだとか、あと失敗ではないですけれども、1回やって駄目だったので違う方をお願いしたとか、1回で決めなければいけないというような形ではなくて、御本人さんの状況に合った形を今のところは進めさせていただいているので、そこを少し工夫して配慮しながらやっているというような形になります。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山下委員 ごめんなさい、追加で。

49ページの評価ワーキングのニーズ評価で1個質問があって、例えば左側ですと、皆さん主体的にお手伝いをすることがありますとか、御本人のしたいことのお手伝いをしてくれる人がいますかということで、この聞き方が、今までの議論を理解している人であれば、フォロワーさんの本来の仕事も含めてという理解ができるかなと思うのですけれども、そうでない人が見たときには、例えばさっきのお祭りに行きたいという話があったとすると、お祭りに連れて行ってくれる人がついてくれるのではないかなというような誤解を与えるのではないかなと思って、アドボケイトの中で議論されているフォロワーの役割とニーズ評価の項目が合致していない、誤解を与えかねないのではないかなというところが少し気になったので、この調査する目的からすると少し表現をフォロワーの実態に合わせるといっても御検討いただくといいのかなと思いました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

森地委員、今のことについて御意見があれば。

○森地委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたとおりで、いわゆるガイドヘルパーとか誰か付き添ってくれる人という想定ではなくて、ここはフォロワーを想定しております。実際、一言一句そのまま読んでとか、それを渡して書いてくださいというものではありませんので、例えば森

地であれば森地という方が今来ていますけれども、今までどうでしたかみたいな話だったりとか、そういう人は今までいましたか、いませんでしたかみたいな、つまり、フォロワーの方を想定しての質問ということにはさせていただきます。

ただ、今後こういった評価シートを広めていくときには、その趣旨がこのままだと伝わりにくいかとも思いますので、その辺りは適宜修正させていただければと思います。

ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

名川さん、どうぞ。

○名川委員長代理 先ほどの水谷さんのお話で、市民活動としてのフォロワーということ考えた場合には、やはり水島さんが言っていたような関わり方で整理していく必要があるのかなと思います。

一方で、そこを少し脱線するのですが、そのことについて気がかりでずっと言い続けてしまうという人とか、ここではないのですが、ほかのところで重度の障害のある方の意思決定支援テーマでずっと検討しているところがあるのですが、そこで強行の方ですとか、周りに対して、いてくれないとかで不安が出るとかという人のことも検討しているのですが、そのときに検討の中で感じているのは、やりたいということだけをテーマに挙げて、できるできないという話をしているだけではけんかになってそれ以上進まない。そのときに、なぜそういうふうにして周りに手が出るのか、ある方の場合にはそれが怖かったりだとか、見通しがつかないということがあったので、その辺を整理した上で、その人がほかにもしたいことがいろいろレパトリーとしてあって、それについて関わる中で整理されていったということがあります。これは専門のほうでまた改めて別でお話ができればと思います。いわゆるポジティブ行動支援というのがあって、そういうやり方の中で取り組んでいく方向もあると思うので、またそれはお話をさせていただければと思います。

○熊田委員長 ありがとうございました。

取りあえず時間の関係で議事（１）につきましてはこの程度にさせていただいて、引き続いて議事「（２）令和５年度のシンポジウムについて」です。これについて報告をお願いできますでしょうか。水島さんですね。

○水島委員 それでは、53ページ以降を御覧ください。

シンポジウムの実施結果については、今、このような形で取りまとめをさせていただいております。事前に482名の申込みがありまして、当日はZoom参加、ユーチューブ視聴と合わせて434名が参加いたしました。見逃し配信も昨日確認したところ、5名程度の方が御視聴いただいているようでございますので、昨年のシンポジウムの２倍以上の御参加ということで、かなり関心が高まっているという状況を感じた次第でございます。

申込者としては、こちらにもありますとおり、多くが介護・福祉関係者の方々が35.7%、しかしそのほかに社会福祉協議会、中核機関、それから自治体も４分の１に近いぐらいの

人数の方がいらっしゃいましたし、ボランティア・市民の方も多数参加いただきました。また、当事者・関係団体の方にも御参加いただいて、本当に多様な方々に御参加いただきました。

アンケートでは参加者にこのような質問をしてみました。「もしご自身の地域で今回ご紹介した取組があったら関わってみたいですか？」という問いかけについては、思う、やや思うを足し合わせますと95%を超えるということで、私自身もチームの皆さんも大変驚きました。これからの時代、まさにこのような取組が求められていると感じた次第です。

感想も、本当に様々な感想があって紹介し切れなかったので、3つ、4つ程度しか挙げておりませんけれども、モデルが形になっているということにすごく感銘を受けた。あるいは、安藤さんが「お団子を食いたい」といった本人の話を、市役所の中でその重要性について喧々諤々議論することが実は大事なのだという話に非常に感銘を受けたという回答もございました。市民、国民全員がフォロワーになれる可能性だとか、そういったようなことを感じていただいて、かつ、自治体にもまだまだ届いていない、それをもっと伝えるために全国的に発信をお願いしたい、このような御感想が聞かれた次第でございます。

詳しくは、ほとんどの皆様が御視聴していただいているとは思いますが、途中だけ御覧になったとか見逃した方については、視聴用URLをつけておきましたので、こちらから入っていただければ、YouTube限定公開という形で公開しておりますので、ぜひ御覧ください。

テーマとしては、「本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは？」ということで、少し広く、豊田市の実践もそうだけれども、大川市、あるいはさらに広げていくための工夫を議論した次第でございます。

ここで使った資料を数部御紹介したいと思いますが、フォロワーというその存在をもついろいろな地域でつくっていきこうと。先ほどフォロワーの役割をもつ人がいることの重要性あえて強調しましたがけれども、なかなかふだんの支援の中ではシーソーの左側にいらっしゃる専門職の人たち、こういった人たちもとても大事な支援者なのだけれども、その人たちだけが本人に関与すると実は本人が抱えている不満や希望が見過ごされてしまったり、支援者側の意向に本人の思いが引きずられていってしまうことがよくあります。本人の思いと支援者の思いとのバランスを保つためには、あえて本人の側にとことん立って支持、応援していく、こういった人たちを地域の中で作り出していくことが大事なのだということでございます。

フォロワーの効果としては2つ、牽制役と充実役ということを挙げております。前者については、特に本人に対して法的・事実上の権限や影響力を持つ人がその権限や立場を濫用していないかどうかをチェックするという役割があります。後者については、ご本人自身の意思決定支援、ご本人が主人公となって、主導権を持って自分の人生を歩んでいく、そのためにまずは本人の思いをいろいろな人に伝えていくことの下支えをすることも併せて重要だということでございます。

多様な方々がフォロワーになっていただくことも重要です。先ほど永田先生のお話にも

ございましたけれども、地域では認知症サポーターをはじめ、様々なサポーターの研修が行われています。けれども、学んだその先の実践という筋道がまだ見えておらず、当事者に関わっていくフィールドがまだまだ十分形成されていないように思われます。そこで、地域でこのような研修を受けた方がフォロワーという立ち位置で活動に参加できるようにし、当事者の方々、市民の方々、専門職の人たちもこういったフォロワー活動に参加していくことが、どのような状況にある本人であっても、自分が主人公であることが実感できる社会をつくっていくために非常に重要なのではないかと考えています。

現在の提案としては、A、B、Cということで、豊田市のモデルとしてはCプラン、ある意味でフルモデルのような形ではないかと思えますけれども、地域の状況によっては、まずはフォロワーを育てるところから始めてみようという地域もあるでしょう。もちろんフォロワーだけでは活動において様々な悩みが生じるということはこれまでの実践の中で分かっているので、適宜アドボケイトによる支援を組み合わせながら、まず一步を踏み出してみるというのがAプランです。実践を進めていくと、本人・フォロワーと支援者の見解に違いが出てくることが予測されるため、権利擁護支援委員会を立ち上げるモデルとしてBプランも用意しています。さらに、赤の事業者の中でも特に本人に対する権限が大きい、事実上の影響が強い主体を想定する場合には、赤に対してしっかりと牽制をかけていけるよう、豊田市のように権利擁護支援委員会の機能を強化しCプランに成長していくということも想定しています。さらに、将来的には、委員会が法的権限を併せ持ち、必要な場面でしっかりと介入できるような仕組みにも発展させていける可能性もあるのではないかと、このようなことをイメージとして出させていただいた次第です。

委員の皆様には、こういった発想についてまたご意見等承れればと思っております。

以上です。

○熊田委員長 今の事務局の御説明に対して、確認したい点があれば御質問をお願いいたします。

行われたシンポジウムの報告で、たくさんの方が参加されて、いろいろ評価も講じられたということの御説明がありましたけれども、このシンポジウムに関して確認したいことはよろしいですか。

これは報告に近いようなこともありますので、先に進めます。議事「（３）次年度の各WGの取組と各種予定について」、協議をさせていただくという意味で議題にさせていただきます。事務局のほうから御説明をお願いいたします。これも水島さんでしょうか。

○水島委員 改めて、昨年度もお示しをした図を出させていただきたいと思えます。

まず、三者連携の動きはこのような形で進めておりました。豊田市が国の支援を受けながら標準的な部分をつくりつつ、SDM-Japanが日本財団の支援を受けつつ、このようなフォロワーシステムの提案や、意思決定支援に関する各種研修、アドボケイトによるフォロワーの支援などを行っているということでございます。

3か年計画ということで、今年度は2年目、すなわち構築したモデルに基づく実践とい

うことで行われてきたところをごさいますて、来年度は赤枠で囲ったところに向けて進めていくという予定であります。ここでは特に豊田市での事業運営への移行ということで、これまで三者連携として行ってきたことについて、豊田市の中で今後の運営をどのようにして行っていくか、豊田市だけで難しい部分があるときにはSDM-Japanも協力し、課題整理をしながら進めていく必要があると認識しています。また、現在のケースをさらにバリエーションとして増やしていく。件数を増やすというよりは、バリエーションとして増やしていくといったことなども併せて検討されていくことになるのではないかと思います。

そして本事業の評価についても重要なポイントです。現在も評価の枠組みを皆様のご意見や評価ワーキングなどの議論を踏まえ、事業全体として、また、個別のケースとしてどのように評価すべきかについて、事業報告なども作成しつつ、評価を進めていくということなどを予定しているということでございます。

来年度の予定としては、権利擁護支援委員会についてはこのような形で進めていく手はずとなっております。研修ワーキングについては、一定の役割を終えたことから発展的解消とし、作成された研修については、権利擁護支援委員会を中心として、その運営についての議論も始めていただくということにしております。全体委員会については、そのまま継続させていただきますが、年間2回ということで予定を挙げさせていただいているところでございます。アドボケイトワーキング、評価ワーキングが年6回というのは変わらず、そして各種のイベントに関しても、基本的には本年度と似た内容の研修を実施していく予定ということでございます。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明がありましたけれども、3年目ということです。モデルから3年目で集約に近づく年になるかと思えますけれども、今の説明に関して、あるいは御意見でも構いません。3年目を迎える全体のイメージでも構いません。自由に御発言、御意見をいただければと思います。

では、三井さん、木本さんの順でお話を。

○三井委員 まずは大きな話からするのですが、スケールの大きな話としては、今、モデル事業を動かす中で、このプロジェクト、このスキームだけで解決できるわけではないなということを常々感じていまして、そのほかにも使える制度、仕組みがあるので、そこどう合わせてやっていくのがいいのかなということを考えながら聞いていました。

社会福祉法人の広域的な取組を推進、そして豊田市でもついに社会福祉連携推進法人が立ち上がりましたので、そういうところとどう関わっていくと相乗効果があるかな、市民の暮らしに関わっていけるかな、そんなことをちょっと考えていました。

この意思決定支援に関わる中で、私自身にもソーシャルチェンジが起きてきているところでもありますけれども、本人の尊厳を守るという意味では、これはずっとぶれずにやっていますが、介護保険という制度がベースにあって、介護保険の理念の中に利用者本位、

自己選択・決定、そして自立支援、この3つの柱があるわけなのですが、こことももう少し何かリンクできるといいかなと思っていますが、似ている考え方、理念ではありますが、ちょっと立ち位置が違うというか、そういうものを私自身は感じています。介護サービス事業者、つまり赤の事業者になり得る人たちとそこの意識のずれがあるというか、少し変化が必要なのかなということを感じております。これはスケールの大きな話です。

あとは実際にモデル事業の中で、今、私が4件関わらせていただいていますけれども、4者とも同じようにはいきません。本当に同じ制度、仕組みを使ってやるのですが、本当四者四様という状況ですので、それをいかに集計化・統計化して、全体像としてこうでしたとやるのか、この人にはこうでしたというものに持っていくのか、そこはどういう体系をつくるというか、最終的にどういうふうに仕分けをするのか、これは個別のケースだからこうなったねで終わらせてしまうのか、これでいくと例えば10人中8人ははまっていくよねというようなデータ取りをできると、もう少し指標値というか評価をしやすくなるかななんていうのを感じています。

では、どういうケースを私が実際に挙げているかという、先ほどの永田さんの話にもありましたけれども、どうしても私も課題感がある方を選択しています。ただ、自分の中では課題解決をするつもりはなく、導入はしているので、ここがあればずれることはないと思うのですが、どうしても課題がある方が上がってくる可能性が他の自治体でやっても恐らく出てくると思いますので、そこを課題解決したくなる福祉・介護の専門職の人たちは、どうそこを介護保険の理念とこのプロジェクトの理念とすり合わせをしていくかというのが私たちに課せられている課題かなというのを思っています。

取り留めのない話になりましたけれども、感想は以上でございます。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、続いて木本委員。

○木本委員　永田さんがさっき、意思決定のほうをやっている支援者について、もちろん少ないとは思っていたのですが、増えているという驚きと、何でそこに行けたかというところ、もちろん担当者の努力もですが、あと、今までの行政の動きとか、社協さんの動きとかがやはりそうさせてきているのだらうと思います。そこと、信頼できる事業所さんとかがあってここまでできたならば、うちら当事者団体、そういう過去を経てここまで来ているのだなと思う。

では、ここからが本当に大事なところで、僕も午前中出ており、そこで出たポイントのところは蓄積しておいたほうがいいのではないかなという話をさせてもらったのですが、それは別の意図もあって、さっき動画でフォロワーさんが自分の狭い価値観に気づいたとおっしゃっていたのですが、一回気づいてもまた元に戻ってしまうのです。それが自分たちを苦しめているということに気づいてもまた、日常に戻るとそうになっていってしまう。その課題を引き続いて違うところにつなげていくことが、例えば孤独・孤立を解消することであったり、ヤングケアラーとかのことにもつながるかもしれない。もうちょっと

大きい視点も持ちながらやっていくことが、結果、持続していくことになるのではないかなというのは思っています。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございます。

来年度の計画と今後の進め方みたいところで、水谷さんのほうから何かありますか。

○水谷委員　うちの子はモデルケースの6番になると思うのですが、今のところよい感じでというか、フォロワーさんが本人のことを知ろうとしてくれている、読み取ろうとしてくれている感じで、始まったばかりなので何とも言えないですけども、利用している事業所が結構積極的に仲を取り持つではないけれども、一緒に入ってくれるので、いつもほとんどグループホームにいて、日曜日だけ自宅に帰ってくるのですけれども、フォロワーさんとの面談というか、会った週でも別にうちでの様子とかも変わりはなく、グループホームとか日中のところでも特にだからどうというのは今のところない感じで、本人がどう思っているのか本当は知りたいところですけども、よく来てくれる人なのだなという感じにいるみたいで、好きなものの絵を描いてもらったりしているとかは聞いています。

来年度、赤の事業者のところを掘り下げていくではないけれども、何かやるのですね。

○○○　ほかの事業者さんにも少し声をかけていくというところと、今は介護保険なり障害福祉サービスの事業者さんに声をかけているのですけれども、本当は社協さんが金銭管理の事業をやられていて、そのやられている対象者の方にもフォロワーさんが入るといいのではないかなというケースも出てきたりしているので、そういう意味で赤の事業所というものがどういう立ち位置の人たちになるのかなというのをもう少し考えていけるといいのかなと思います。別に社協にやってほしいとかそういう話ではなくて。

○水谷委員　うちの場合だと、まだ契約はしていない段階で、豊田市からひな形みたいな契約書とかを頂いたのですけれども、支払いのところでどういう形を取っていくのかなというところが私としては気がかりなところがあるので、でも、来年度質問していけばいいのかなと思っています。

○熊田委員長　ありがとうございます。

続いて、山下さん。

○山下委員　3年目ということで、この2年間で同じ問題意識を共有するいろいろな立場の人々の中でいろいろなケースをお話しするというのが実践されてきたと思うので、今の話にも通ずるところがあるかもしれませんけれども、赤の事業所のフォロワーさんも本当に一般の市民とか、三井さんのところのようなところではない事業所、支援者というところでトライをするようなケースも始めてみるといいのかなと。そうすると、さっきの永田さんの話にもあったように、こちらは意思決定支援というつもりでやっても、どうしても金銭範囲に傾いてしまったりとか、なかなかフォロワーの役割が理解されないとか、そういう新たな課題というものが出てくるのではないかなと思いますので、さらにモデルケースのバリエーションが横にも縦にも広がっていくといいかなと思っています。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございます。

では、社協さん。

○大内課長　すみません、八木が今日欠席で、代理で大内のほうから。

それぞれの立場があるので、まず赤の事業所が、おっしゃられたように今、フォロワーが今年度49人受講されて、8ケースという、いわゆるミスマッチというか待機状態になっているので、当然ながらその方々のモチベーションを上げるということで実務講座だとかスキル講座、スキルアップというのがあるのですけれども、赤の事業所を増やしていくというような計画はあると思うのですが、啓発というようなところも必要ですし、特に三井さんのところのくらがいけさんが4ケースあったり、緑の委員会が入っている赤の事業所というところだけではない、今おっしゃったところでトライしていくということが必要なのだろうなと思いました。

青に関しては、先ほども来から出ているように、いわゆる忙しい人に定めているような形で、何かやられている人たちのほうが意欲的であったりというところが当然ながらあるので、その辺りをどのような形にしていくのかというところは必要ですし、社協の立場で言えば第2次の地域福祉計画活動計画の中で地域人材対策を検討していきますよということで、第3次の計画が来年度動き出して、その辺りにしっかり盛り込みながら、どう体制化していくのか、どうつくっていくのかというところは、意思決定だけではなくて、成年後見の計画も地域福祉計画活動計画と一体的にやっていくというところがあるので、その辺りはしっかり落としていくべきなのだろうなと感じています。

最後、緑なのですけれども、先ほど来から出ているように、フォロワーさんがどうしても課題解決というところで悩んでしまうというお話があって、午前中にも議論をして、それを蓄積したほうがいいよねとか、場面ごとに確認できるものがあつたほうがいいよねみたいな議論はされていたのですけれども、そういったようなものを緑の委員会の場でつくっていくことは当然必要ですし、それから、青のフォローという意味でも緑が大事になってくるとは思うので、今の緑の委員さんだけでいいのか、もう少し拡充をしていくべきなのかというところと、あと緑の中に最初、水島さんのほうから話があつたように事務局機能をつくりますので、3年のモデル以降、国のモデルが終わったから、はい、さようならというわけにはいかないと思うので、そういったようなところの措置だとか方向性だとかというところも3年に当たって見据えていかないといけないのかなと感じました。

長くなりましたが、以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

Zoomで御参加のほうも何かございますでしょうか。いいですか。

ありがとうございました。

いろいろ御意見をいただきまして、次年度、正確には今年の4月からですけれども、新しい取組としていろいろ考えられているようなので、進めていきたいと思います。

あと、私が今の山下さんと社協さんの話を聞いていて、確かにそういうのが要るよねと思ったのですが、昨日も事務局と雑談したのですが、こういうものが必要な人は結構たくさんいるはずなのですが、なかなか探し出すのが大変という場面があって、こういうものは行政とかと一緒に何かできないのかなと思ったときに、各市町村に65歳になったとき健康診断の無料のパスとかが来ますよね。そのような感じ、要するに終活診断みたいな、65歳になったら一律市が終活診断でこういうメニューを準備しますみたいな感じで、節目節目のときに何か広報で考える機会、結局ただで認知症診断をやったり、がん診断をやったり、そうするとあそこには皆さん参加するので、65歳なのか60歳なのか分かりませんが、そういう仕組みづくり、別に新しい通知をああい診断に紛れ込ませられるといいのですが、名古屋市とも少しお話ししたら、そんな難しいことではないですよ、65歳で送るときに項目を1つ増やすだけですからみたいな、そういう感じでもう少し広げる機会、みんなに周知する機会があって、広がって、そうするとそこで終活相談といったときに弁護士とかいろいろな人が行政と一緒に相談に乗ると思うのですが、費用的な問題が出るのかもしれませんが、その辺はいろいろ考えながら、健康診断でも無料パスで相当お金がかかっていると思いますので、そのようなイメージで何かできないかなと思いつきで思いました。

次年度も委員の皆さん方に御参加いただいて取組を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の「その他」ですが、事務局のほうへお戻しいたします。

〇〇〇 特にその他はございません。

〇熊田委員長 ありがとうございます。

議事の関係はこれで終了いたしますので、主催者側のほうに進行をお戻しいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇大内課長 それでは、長い時間ありがとうございました。

これで予定した議事は全て終了しました。

最後に、福祉部副部長の勝野より、当初の事業に深く関わっていただいた委員の皆様に対しまして、1年間のお礼を申し上げたいと思います。

〇勝野副部長 福祉部の勝野と申します。

この会に参加させてもらうのはこれが初めてということで、申し訳ありませんけれども、昨年度は地域振興部というところにおりまして、こういった福祉の世界というか、その前に障がい福祉課にいましたけれども、ごめんなさい、感想めいたことを出させていたきたいのです。

平成12年に高齢福祉課というところに異動になりまして、その頃のイメージとしては、とにかく介護保険の制度を支障なく回す。あと、若干介護保険の契約の制度になじまない措置もありましたけれども、措置の対応もここで今話しているようなレベル感ではなく、認知症の奥さんと旦那さん、家で診たいけれども、認知症の奥さんと殴り合って過ごして

みたいな、疲弊し合ってみたいなところの中で、何とか施設に入れるという、本人、家族の思いはちょっと置いておいてぐらいの感じで、このままでは死人が出るぞというレベル感の中でやっていて、その頃の思いが強い部分ですから、ここでのこういう話を聞いていると隔世の感というか、そういう人が増えてきたというのもあるのでしょうか、うまくこういう制度が根づいていくといいなと思います。

昨年の6月だったか9月だったかの議会で、このモデル事業の成果みたいなものを問われるような質問があって、答弁の締めが、お団子を買えたというようなところだったのです。最初、その答弁の調整をしているときに、もっとましな結論はないのかなというような感想を持ったのが事実です。それがこうやって大事なことだということを、ここで関係している皆さんは承知してみえるのでしょうかけれども、まだ世間一般にはというところで、先ほどここの事業、モデル事業としては来年度で終わるのですけれども、これをしっかりと豊田市に根づけていけるように、来年度、モデル事業としての最後の年がうまく回っていくといいのかなと思います。

幸福寿命だとか、孤独・孤立対策だとか、あとは在宅療養の関係、アドバンスケアプランニング、福祉部で大事にしている単語がいろいろありますけれども、そういうものの一番の基本になるのがこういったことかなと思っておりますので、お礼の挨拶と、また来年度引き続きよろしく願いますということで、どうもありがとうございました。

○大内課長 それでは、以上をもちまして意思決定支援モデルプロジェクト第3回全体委員会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。